

# 成年後見制度利用促進の 体制整備を進める



平成31年3月

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

# 必要な人が必要な時に利用できる 成年後見制度へ

成年後見制度には大きな問題が2つあります。ひとつは利用が伸びていないということです。膨大な利用ニーズがあるのに、直近の最高裁の統計では22万人ぐらしか利用されていません。2つ目は、利用者の約8割が後見類型であるということです。平成18年12月に国連で障害者権利条約が採択され、成年後見制度はできるだけ制約のない制度にしなければならないとされました。その点からみると後見類型は一番問題があるのです。

この状況を打開するため、日本成年後見法学会が平成22年10月に横浜で世界会議を行い、「横浜宣言」を出しました。そこで、行政の積極的関与と成年後見の公的支援、社会全体でのサポートの必要性を強く打ち出しました。この宣言の理念を実現しようとしたものが平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」）であり、具体的な計画が成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定／以下、「国基本計画」）です。

国基本計画のポイントは、社会全体で成年後見制度を支えるために自治体ごとに「地域連携ネットワーク」を作ることであり、一番重要なところは、そのための司令塔機能を行政がしっかり担うということです。日本には1,700の自治体がありますが、1,700が同じである必要はありません。地域の特徴のにじみ出た地域連携ネットワークをぜひ作っていただきたいのです。

地域連携ネットワークの作り方等については、平成30年3月に厚生労働省が公益社団法人日本社会福祉士会に委託して「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下、「国手引き」）を作成しています。本書は、国手引きの考え方をベースにしつつ、わかりやすさを重視し、ポイントを9つに絞って作成したのですが、基本的には千葉県での活用を想定したものです。

本書の活用により、千葉県内の全ての自治体において成年後見制度の利用を促進するための体制構築が進むとともに、その取組みが全国の多くの地域に波及していくことを心から願っています。

最後に、本書の作成にあたって、全面的に協力いただいた本委員会の全ての委員と事務局としてとりまとめを担当した千葉県社会福祉協議会に深甚なる感謝を申し上げます。

平成31年3月

成年後見制度利用促進マニュアル作成委員会  
委員長 新井 誠

# もくじ

## はじめに

### 第1章 権利擁護支援に対する基本的な考え方

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備がなぜ必要か | 3 |
| 2 地域共生社会の実現と権利擁護支援          | 9 |

### 第2章 体制整備を進めるための9つのポイント

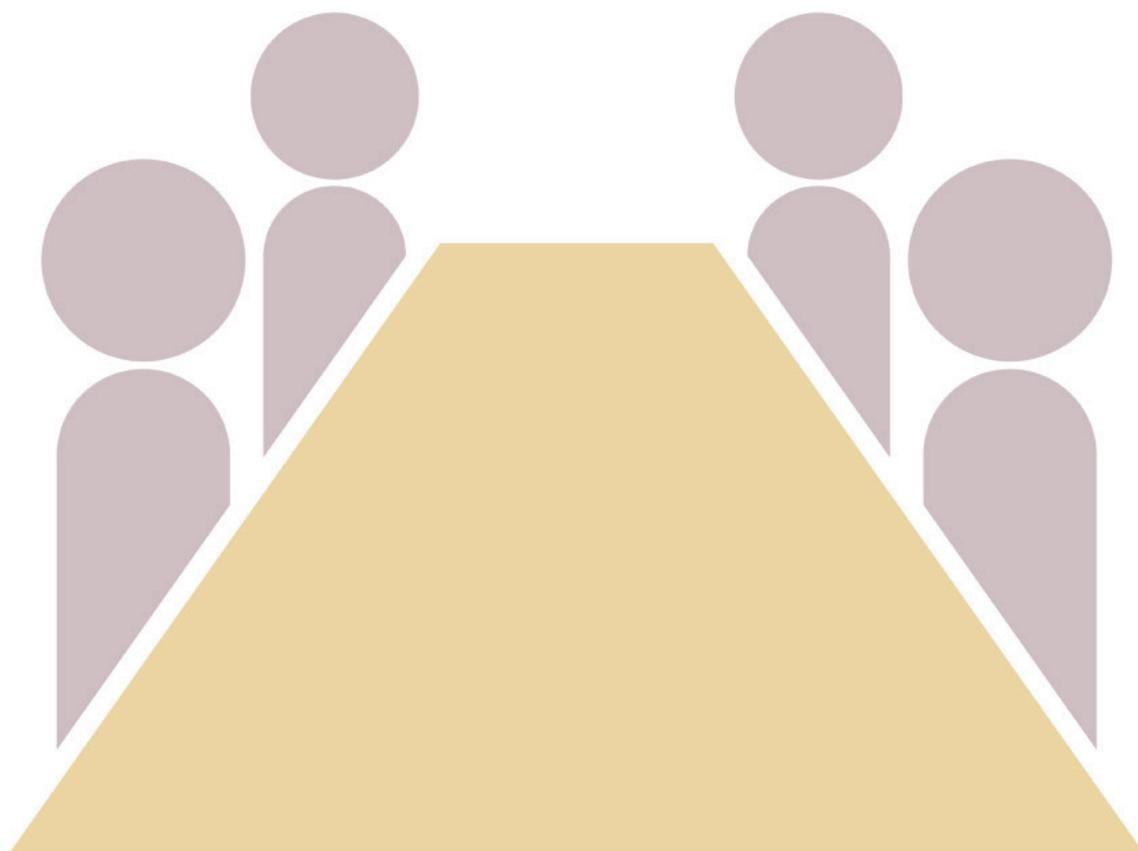
- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| Point① 市町村及び中核機関の機能と役割           | 13 |
| Point② 中核機関の業務の流れ                | 15 |
| Point③ 成年後見制度が必要な人を早期に発見する仕組みづくり | 18 |
| Point④ 相談受付・アセスメントにおける留意点        | 20 |
| Point⑤ 後見人等候補者の選定と担い手の育成         | 25 |
| Point⑥ 後見人等支援と意思決定支援             | 30 |
| Point⑦ 中核機関を広域設置する場合の運営方法        | 34 |
| Point⑧ 県の役割と家庭裁判所との連携            | 36 |
| Point⑨ 市町村基本計画に盛り込むべき事項          | 39 |

## 資料編

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ・診断書（成年後見制度用）             | 43 |
| ・本人情報シート（成年後見制度用）         | 45 |
| ・本人情報シート作成の手引き            | 47 |
| ・広域設置に係る協定書（尾張東部成年後見センター） | 63 |

# 第1章

## 権利擁護支援に対する 基本的な考え方



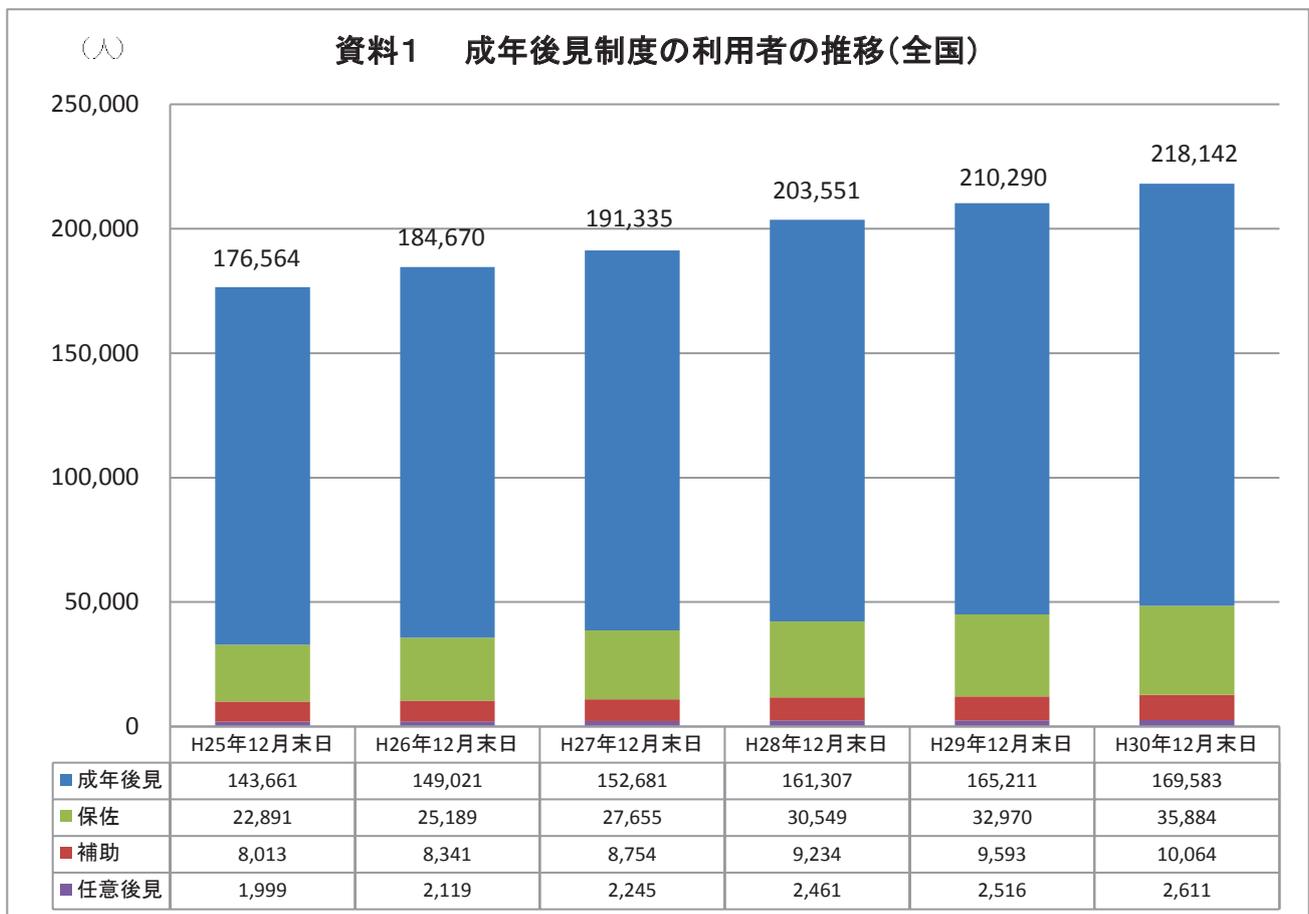


# 1

## 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備がなぜ必要か

判断能力が不十分なために住宅・医療・福祉・金融などの生活関連サービスを適切に利用できない人がいます、極端に不衛生な生活環境の状態になっている人がいます、消費者被害や詐欺のターゲットになっている人がいます、年金をすべて使われてしまうなどの経済的な虐待にあっている人がいます。わが国では、社会的な孤立を背景として、このような問題を抱えている人たちが増えています。さらに、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題に象徴される認知症高齢者の急増、障害者権利条約に基づく知的・精神障害のある人等の意思決定支援など、権利擁護に関する課題は山積しています。

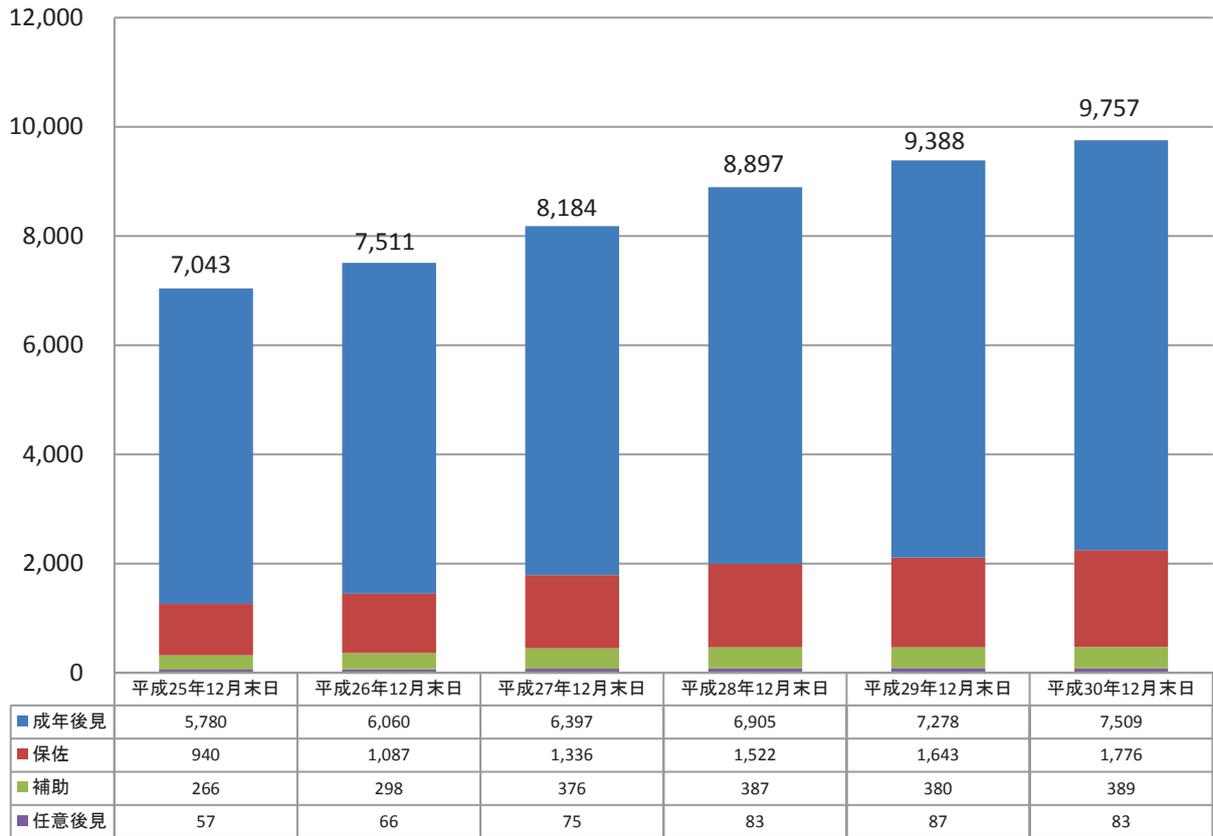
成年後見制度は、これらの問題を改善させる重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見制度関係事件の概況」によれば、平成30年末時点における成年後見制度の利用者数は約22万人であり、対前年度比3.7%増という状況です。ドイツの成年者世話法の利用者数が、総人口約8,200万人に対し約130万人と、わが国の6.5倍の利用実績であることと比較しても利用の少なさが際立っていると いえます。



(最高裁判所「成年後見関係事件の概況(各年版)」より作成)

(人)

## 資料2 成年後見制度の利用者の推移(千葉県)



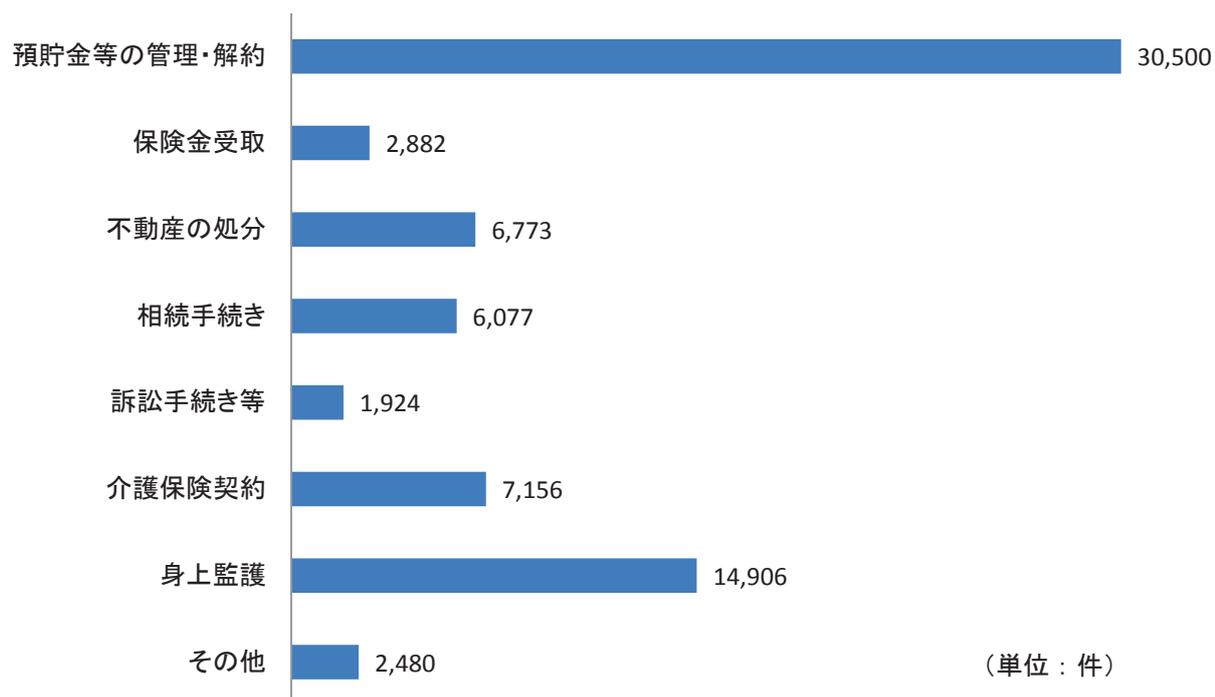
(データ提供：千葉家庭裁判所)

成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の管理・解約が最も多くなっていること、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約8割を占めていること等から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

さらに、「独居」「老老」世帯が急増する超高齢化社会の到来、家族関係の希薄化の進行等により、親族よりも法律・福祉専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。しかしながら、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されていること、後見人等からの相談については、後見人等を支援する体制が十分に整備されていないため、後見人等を監督する家庭裁判所が対応しているものの、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難な状況にあることなどが課題となっています。

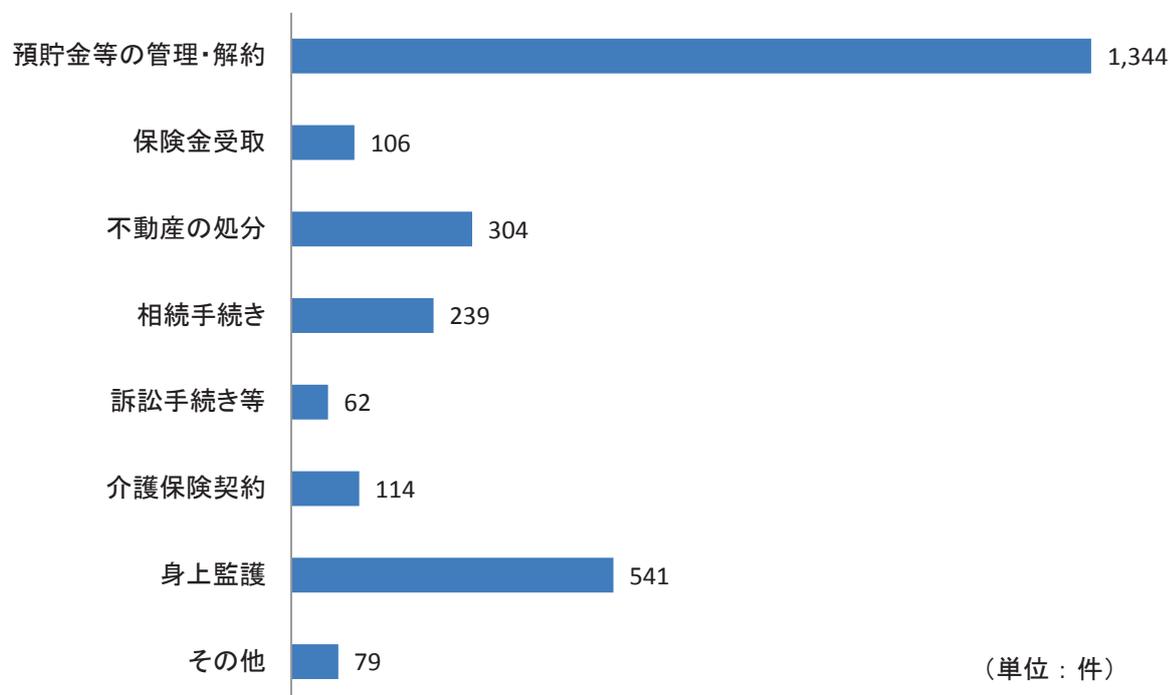
以上のようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。

### 資料3 主な申立ての動機別件数(平成30年／全国)



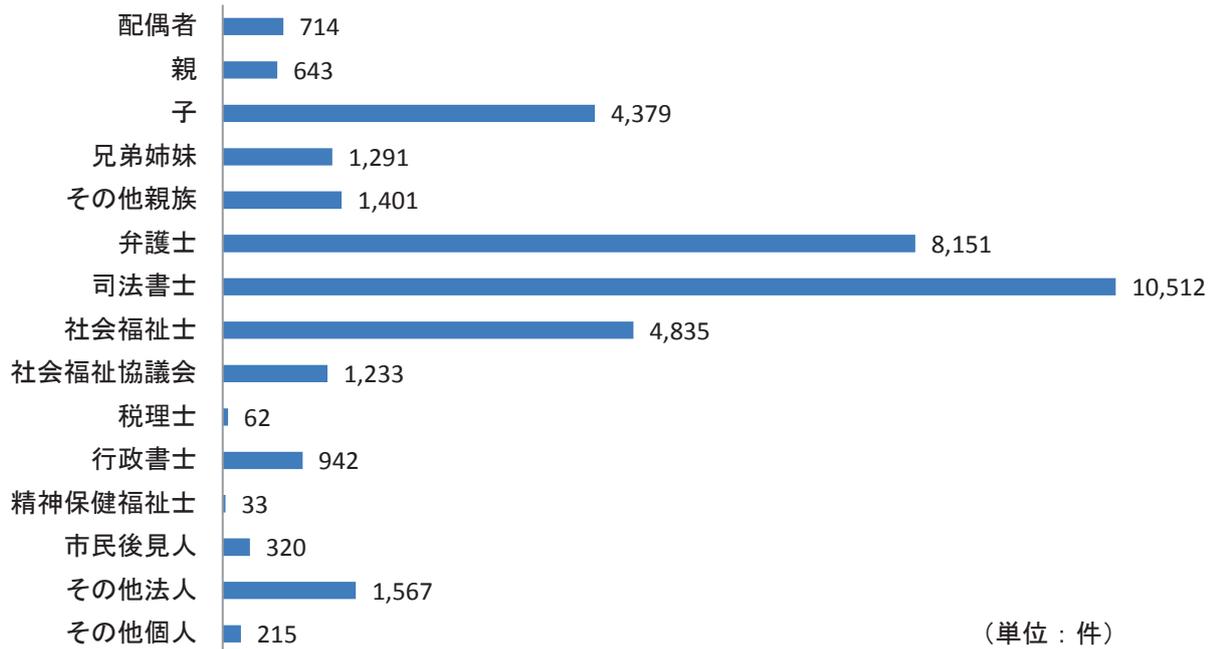
(最高裁判所「成年後見関係事件の概況(平成30年版)」より作成)

### 資料4 主な申立ての動機別件数(平成30年／千葉県)



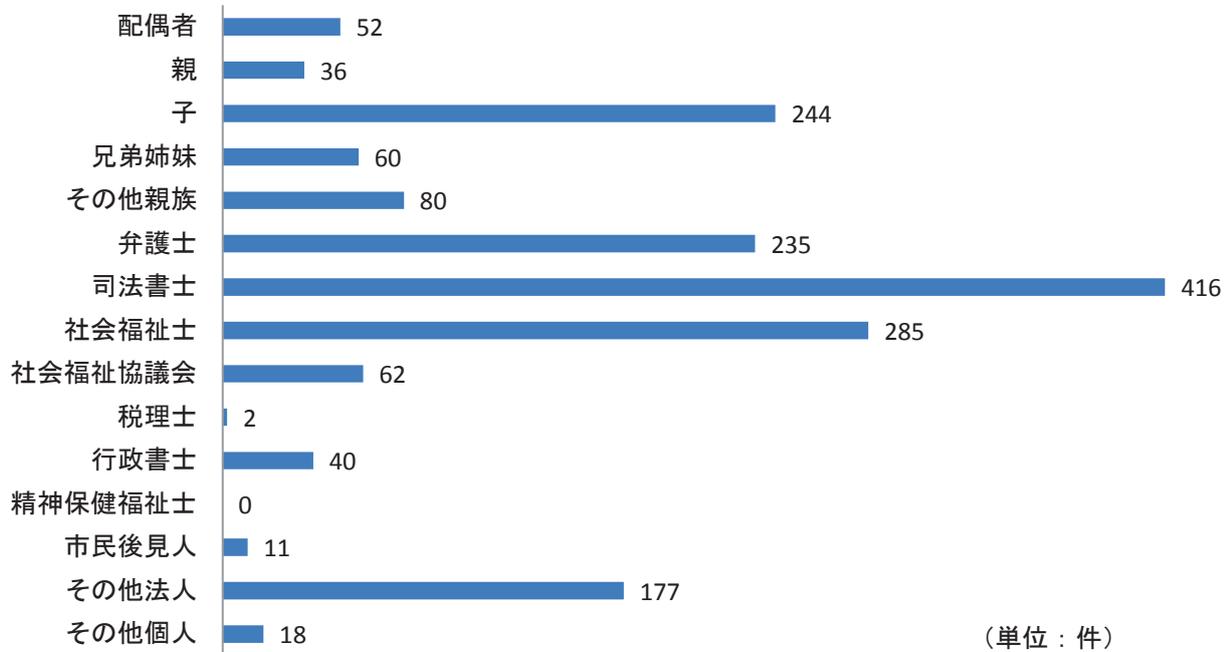
(データ提供：千葉家庭裁判所)

資料5 成年後見人等と本人との関係別件数  
(平成30年／全国)



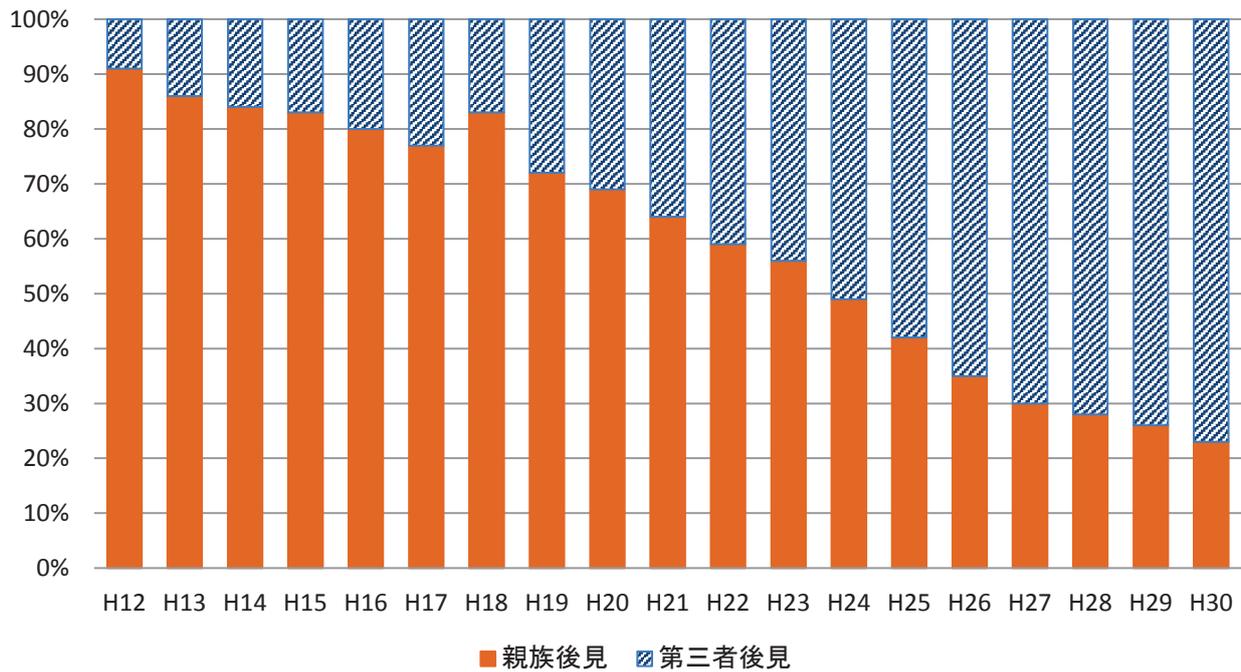
(最高裁判所「成年後見関係事件の概況(平成30年版)」より作成)

資料6 成年後見人等と本人との関係別件数  
(平成30年／千葉県)



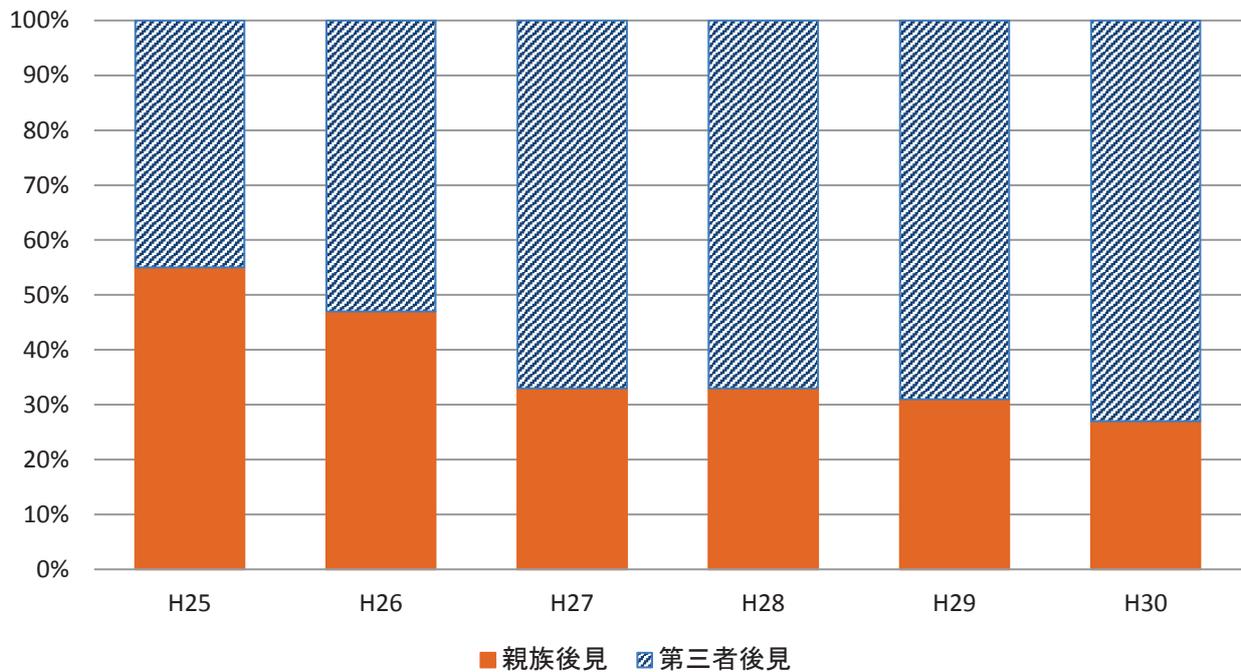
(データ提供：千葉家庭裁判所)

資料7 第三者後見人と親族後見人の割合の推移  
(全国)



(最高裁判所「成年後見関係事件の概況(各年版)」より作成)

資料8 第三者後見人と親族後見人の割合の推移  
(千葉県)



(データ提供：千葉家庭裁判所)

こうした状況の中で、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」）が閣議決定されました。

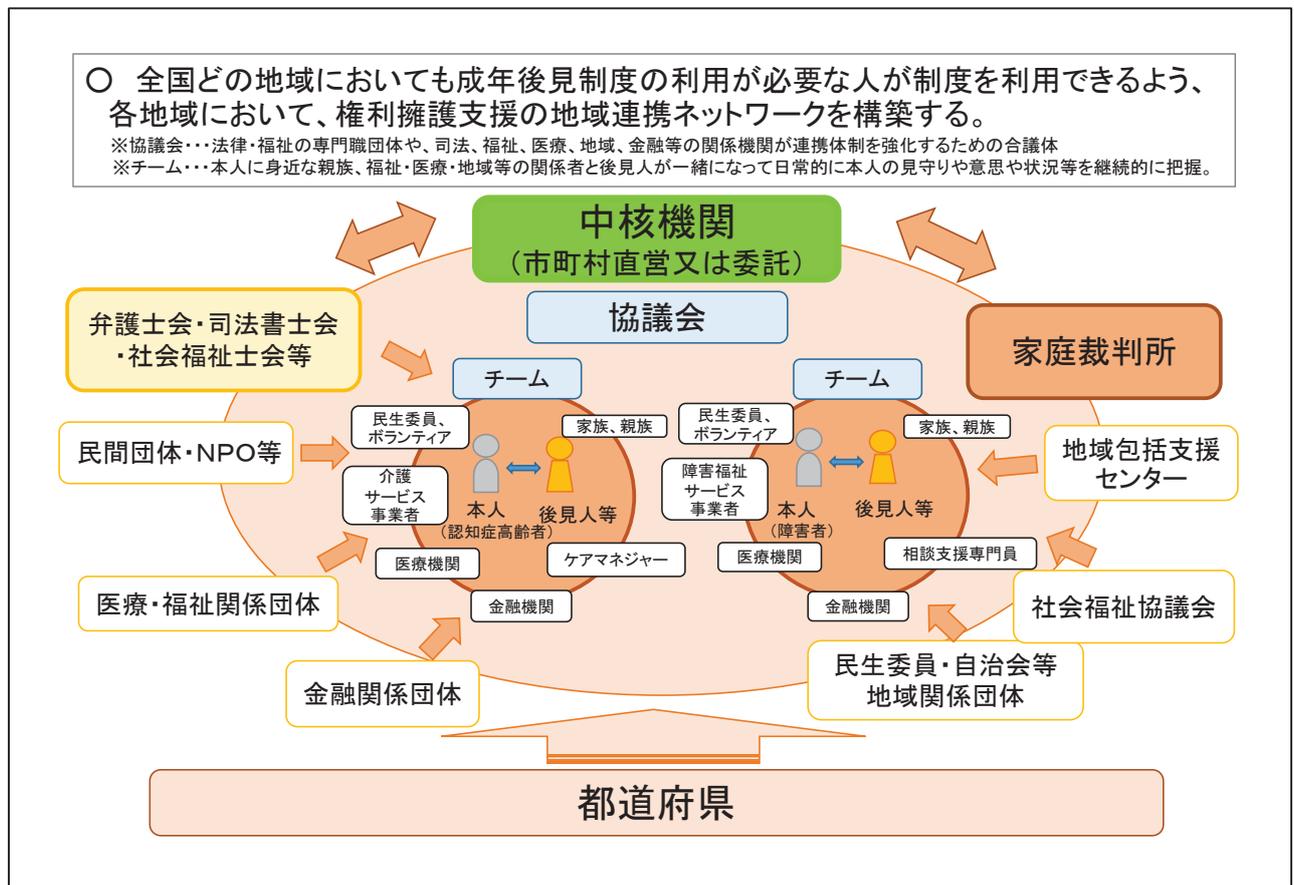
国基本計画のポイントは、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、の3点に整理できます。その中でも一番のポイントは、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」です。この地域連携ネットワークを全国の自治体が構築することで、全国どの地域においても、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるような体制を作り上げていくことにつながると考えます。

地域連携ネットワークを機能させるためには、その中核となる機関（以下、「中核機関」）が重要です。中核機関の具体的な機能としては、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能、の4つが挙げられており、自治体にはこの4つの機能を段階的・計画的に整備していくことが求められています。

また、権利擁護支援が必要な人を支援する親族や福祉・医療・地域の関係者に後見人等が加わる形で「チーム」として支援する体制づくりや、法律・福祉の専門職団体や関係機関等で「協議会」を設置し、チームの支援や多職種間でのさらなる連携強化策の検討、市町村計画の進捗状況の評価等を行う仕組みづくりが求められています。

なお、自治体が、4つの機能を整備していく上でのポイントや留意点については第2章で詳しく解説しますので参考にしてください。

## 資料9 中核機関と地域連携ネットワークについて



（出典：厚生労働省）

# 2

## 地域共生社会の実現と権利擁護支援

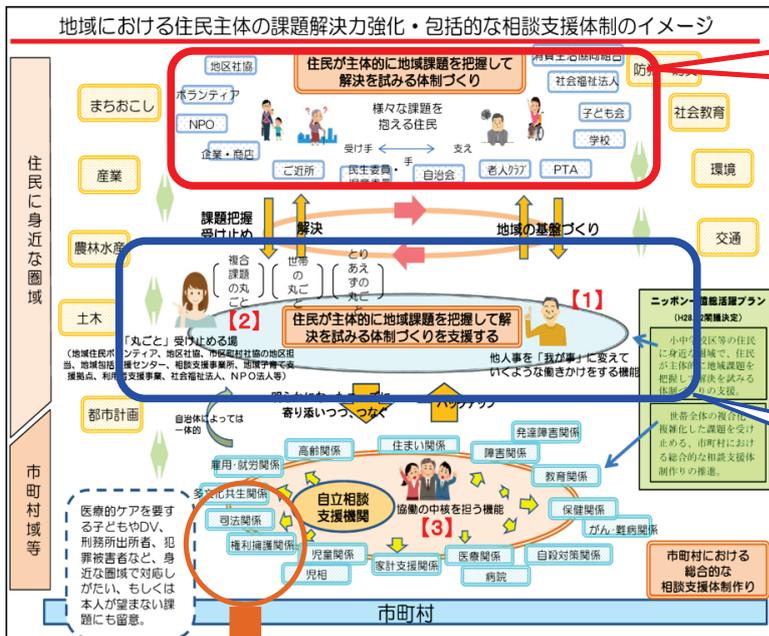
わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築し、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことにより、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を創っていくことが求められています。さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応に苦慮するケースが顕在化してきています。

そのような中で、国では、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）に位置付けた、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現を目指した取組みを進めています。「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

### 資料 10

### 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と

### 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

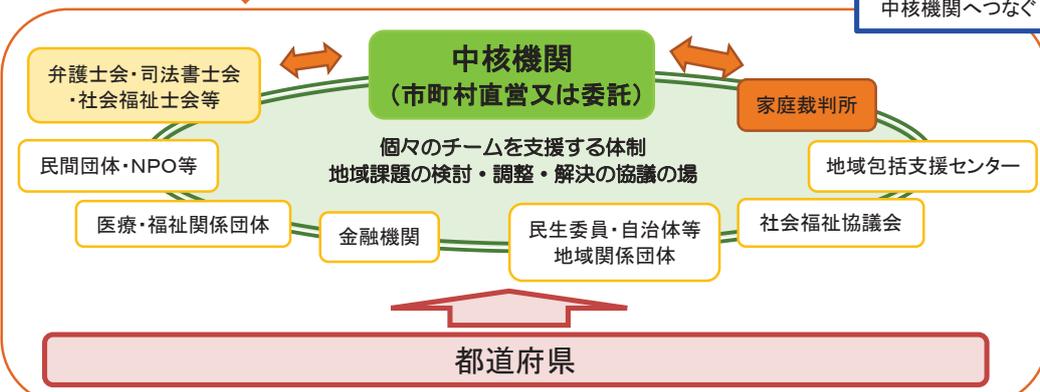


支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題が地域には潜在している  
 (※法的課題整理、権利救済や権利行使の支援、意思決定の支援が必要なケースなど)

◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、その人らしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。  
 ◎支え合う住民も、安心して生活することができる

早期に「権利擁護支援」の必要性(法的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等(我が事として意識)  
 ◎「丸ごと」受け止める場で明らかになった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ



地域で本人と後見人等を支えていくことで、成年後見制度の適切な活用、運用を支援

(出典：厚生労働省)

地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく上で、権利擁護支援と大きく関わるポイントが2つあります。1つは、住民が判断能力の不十分な人の権利擁護支援に積極的に関わっていく社会を創っていくことです。権利擁護支援が必要な人を地域で早期に発見する仕組みを作っていくことや、市民後見人等としての活動に取り組んでいく中で、住民が権利擁護支援の意識の醸成を図っていくことが重要です。

2つ目は、判断能力の不十分な人の意思を置き去りにしないということです。本人の意思や権利を守っていくために成年後見制度の活用は重要であり、そのためにも地域連携ネットワークの構築が必要です。地域連携ネットワークや中核機関等の体制整備自体がゴールではなく、そのことによって判断能力が不十分な人の権利擁護が図られ、安心した地域生活を送ることができるようにするための取組みは、地域共生社会の実現に向けた取組みの一環に他ならないのです。

注) 第1章の資料1～8の成年後見関係事件のデータの中で、全国のデータについては、最高裁判所事務総局家庭局による実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがあります。

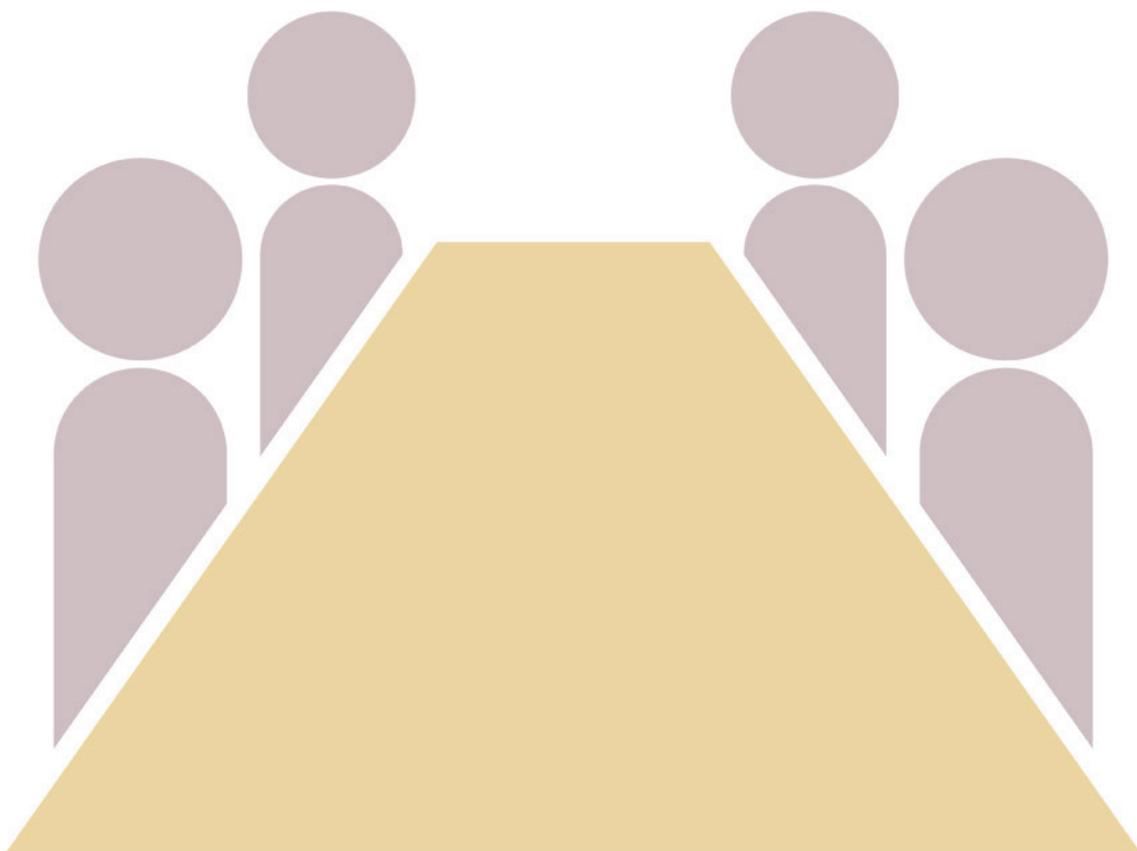
また、千葉県のデータについては、千葉家庭裁判所がその管内において後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがあります。

# 第2章

## 体制整備を進めるための 9つのポイント

本書は、わかりやすさを重視し、基本的なことをできる限り簡潔に説明するように作成したため、詳細な点などは省略しているところがあります。また、本書は、作成時点での情報や実務の運用をもとに作成していますが、成年後見制度の実務の運用等については、国基本計画を受け検討中の部分もあり、様々な点で今後見直し、変更等がなされる可能性があります。

したがって、実際の体制整備を進める際には、家庭裁判所及び成年後見制度の実務、運用に精通した専門職と十分に協議するようにしてください。





# 市町村及び中核機関の機能と役割

国基本計画では、全国どの地域においても必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるように、各地域において権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築を図るとしています。さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置が必要であるとしています。

中核機関の設置主体は市町村ですが、運営方法としては大きく3つに分けられます。1つは運営も市町村が直営で行う方式、2つ目は運営を社協等の法人に委託して行う方式、3つ目が業務の一部を法人に委託し、市町村と法人による共同事務局方式です。直営方式の場合はもちろんですが、委託方式の場合でも市町村は設置主体としての責任がありますので、運営を委託団体まかせにせず、主体的に関わっていくことが重要です。

市町村と中核機関の機能・役割については、次のように整理することができます。

## <市町村の機能・役割>

- 地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計（市町村基本計画の策定）を行う「司令塔機能」
- 協議会を活用しながら市町村基本計画の実現に向けた進捗管理と中核機関の適正な運営を監視する「監督機能」

## <中核機関の機能・役割>

- 地域連携ネットワークが円滑に機能するための「総合調整機能」・「事務局機能」
- 権利擁護支援の方針検討、成年後見制度の利用に向けた検討、モニタリングなどの検討を行う「進行管理機能」
- 後見人等の後見事務に対するバックアップ、助言などを行う「後見人等支援機能」

上記の機能の中で、中核機関の機能に位置づけてある「後見人等支援機能」については、中核機関の職員のみで行うのではなく、法律・福祉の専門職などで構成する「受任調整会議」（→P.25 参照）や「協議会」（→P.8 参照）の構成団体を最大限活用することが重要です。

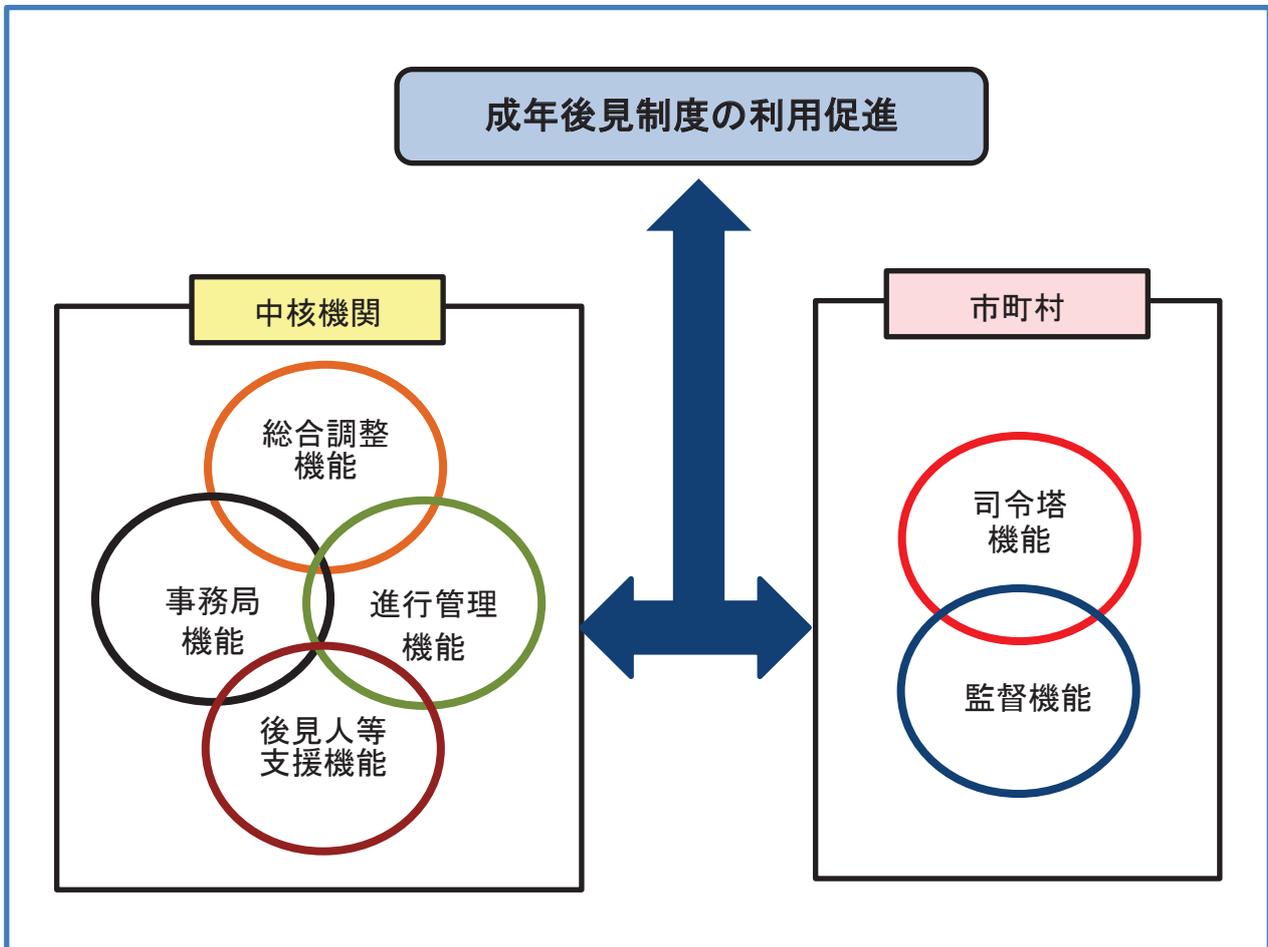
また、市町村が中核機関の運営を直営で行う場合は、市町村の機能と中核機関の機能の双方を担うことになります。この場合の「監督機能」については、法律・福祉の専門職団体や関係機関等で構成する「協議会」が中心となって役割を果たしていくことが必要と考えます。

## CHECK

法人後見を実施している法人が中核機関を受託した場合は、後見人等候補者の選定にあたって第三者が関わる仕組みを整えることが重要です。受任調整会議は、市町村職員、法律・福祉の専門職等で構成し、当該法人を後見人等候補者として選定する場合でも適切な協議のうえで決定していることが確認できるなど、中立性・透明性を担保する運営が重要です。

### 資料 11

### 市町村と中核機関との関係



# 中核機関の業務の流れ

国基本計画では、中核機関の機能として、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つに整理しています。この4つの機能が代表的な支援の流れになります。

ここでは、浦安市の仕組みを参考にして4つの機能について説明します。

## ①広報機能（→詳細はP. 18 参照）

権利擁護に関する支援が必要な人は、往々にして自ら相談に行けなかったり、SOSをあげられないことが多くあります。アウトリーチ（訪問型支援）等の方法を駆使して早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけることが重要です。そのためには、地域住民等で支援に関わる関係者、専門職、日常生活の中で接する金融機関や商店等が権利擁護の必要性に関する知識や成年後見制度の効果等について理解を深めるためのアプローチが必要です。

## ②相談機能（→詳細はP. 20 参照）

地域の関係者等の気づきや発見により自治体や相談支援機関等に相談が入ると、権利擁護支援が必要と思われるケースは中核機関へつなぎます。浦安市では、まず「権利擁護サポート会議」（毎月開催）においてケースのアセスメントを行うとともに、権利擁護に関する支援の必要性等について検討を行い、成年後見制度の利用が適切と判断された場合は成年後見制度利用促進の段階へと進むようにしています。

一方、成年後見制度の利用以外の支援内容が適切と判断された場合は、日常生活自立支援事業の検討や法律的な助言を行うとともに、相談支援機関等が適切にケースのモニタリングを行い、本人の状況の変化に応じて再度支援方策の検討を行うことも考えられます。

また、任意後見契約が締結されているケースについては、モニタリングと支援方策の検討過程で任意後見監督人選任の申立てを促すタイミング等についても検討する必要があります。

## ③成年後見制度利用促進機能（→詳細はP. 25 参照）

ここでは、申立ての準備として、親族の中に申立人や後見人等候補者になれる人がいるか、首長申立の必要性の有無、親族以外の後見人等候補者の検討等を行います。浦安市では、「後見支援委員会（受任調整会議）」（毎月開催）において、後見人等候補者を選定するための協議を行っています。

選定に際しては、家庭裁判所と選定のイメージを共有しておくことが重要です。また、後見人等選任後、中核機関は本人を後見人等とともに支えるチームを編成する支援を行います。

#### ④後見人支援機能（→詳細は P. 30 参照）

地域の関係者や相談支援機関等がチームの構成員として後見人等とともに本人の生活を支えます。中核機関は、受任調整会議の構成員である法律・福祉の専門職や協議会の構成団体と連携しながら、チームが行う支援内容の検討や後見人等が行う後見事務に関する支援を行います。また、本人の能力や生活環境、とりわけ身上保護の変化、支援関係者との関係性の変化等を把握し、後見等類型の適切性や後見人等に付与されている権限の妥当性等をモニタリングします。

後見人等の監督を行うのは家庭裁判所ですが、後見人等が行う後見事務の全てを把握できているとは限りません。中核機関は家庭裁判所との連携を密にして、家庭裁判所が必要としている情報を適宜提供していく必要があります。

#### CHECK

相談機能の中で重要なのが「権利擁護サポート会議」です。浦安市では、弁護士による法律相談日に合わせて同会議を開催し、権利擁護支援に関する最初のスクリーニングを行います。

この会議のメリットは、成年後見制度の利用が必要なケースはより迅速に利用につながり、必要ないケースについては他の方法を検討することを法律専門職とともに行うことです。成年後見制度の利用のみが権利擁護支援ではないことを理解しましょう。

**ポイント①**

- ・ 成年後見制度の必要性の検討
- ・ 権利擁護支援の方針の検討
- ・ 情報の整理
- ・ チームの確認

**ポイント②**

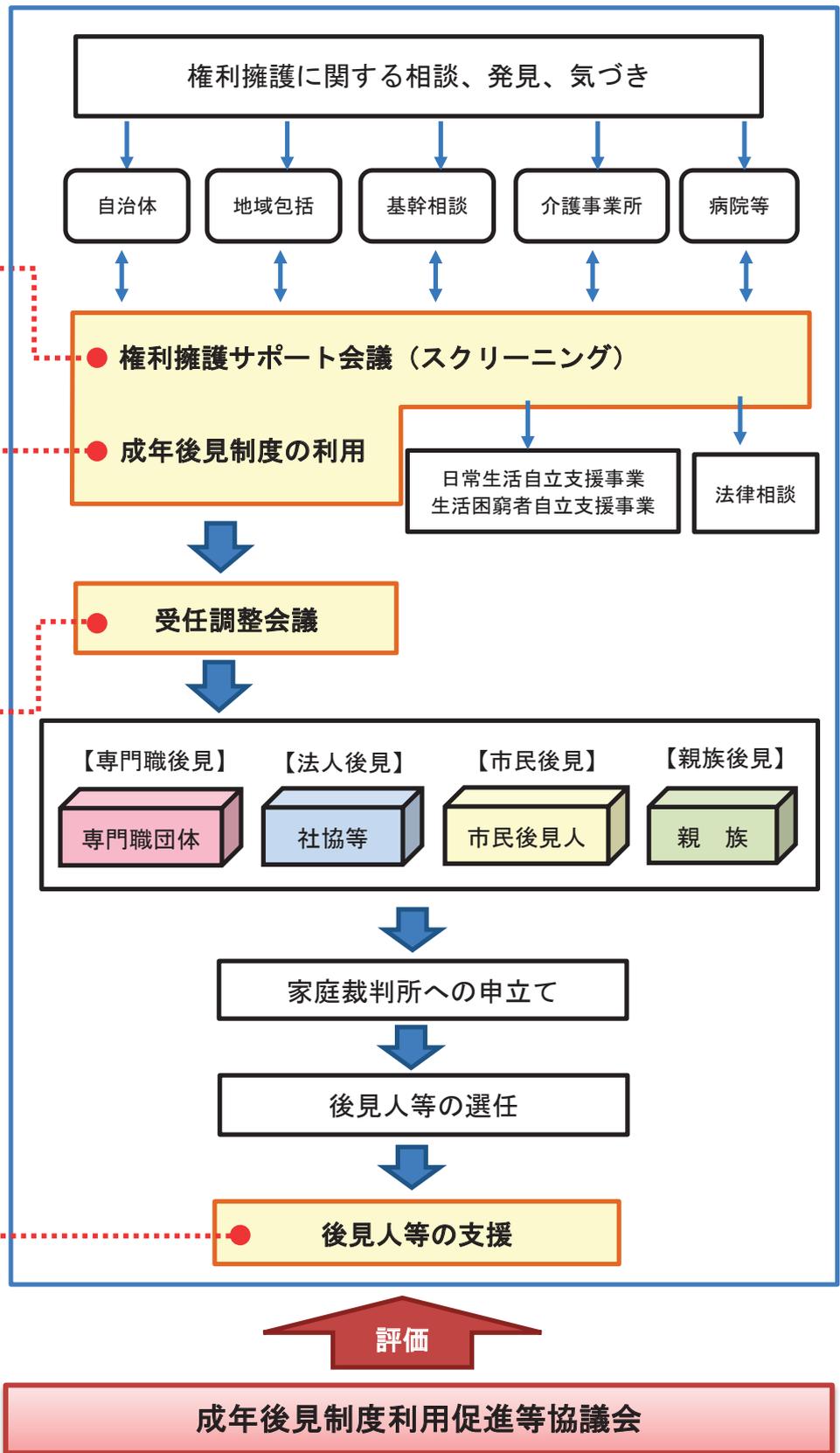
- ・ 申立類型・任意後見の検討
- ・ 親族申立て、親族後見人等候補者の検討
- ・ 首長申立ての検討

**ポイント③**

- ・ 後見人等適任職種の検討
- ・ 後見人等候補者の検討
- ・ チームの編成

**ポイント④**

- ・ 後見事務に関するバックアップ、助言
- ・ モニタリング



# 成年後見制度が必要な人を 早期に発見する仕組みづくり

成年後見制度の利用が伸びない理由としては次の点が挙げられます。

- 【本人、家族、住民等】制度が知られていない、制度が正しく理解されていない
- 【相談窓口】制度が知られていない、後見ニーズに気づいていない
- 【本人、家族、住民等】成年後見制度に関する相談窓口等が不明確
- 【本人、家族、住民等】申立て手続きが煩雑、等

本人や家族、住民や身近な支援者が成年後見制度をよく知らない場合、適切な相談に繋がらず、本人が生活関連サービスを適切に利用できなかつたり、消費者被害等を防止することができないことなどが危惧されます。また、本人や身近な支援者が成年後見制度の相談をしたくても窓口がわからず、制度利用をあきらめてしまうと本人の課題が残されたままになります。まずは成年後見制度に関する広報啓発とともに、中核機関が権利擁護に関する相談窓口であることを地域住民や関係者等に広く広報することが重要になります。

広報については、パンフレットの全戸配布、市町村広報誌への掲載等とおして地域住民に成年後見制度の概要と相談窓口を定期的に周知することが必要です。主な申立ての動機別件数（→P.5 参照）では、預貯金の管理・解約が最も多くなっていることから、銀行や郵便局等の金融機関の窓口以案内チラシ等を置いてもらうことも有効です。さらに、自治会、民生委員、金融機関職員等、早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人たちに対するわかりやすい説明、福祉関係者や相談支援事業所職員、医療ソーシャルワーカー等に対する研修、さらに人事異動を前提とした市町村職員に対する研修等を継続的に行っていく必要があります。

研修等では、判断能力の低下に伴って発生しやすくなる様々な課題やリスクを伝えるとともに、判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、補助・保佐類型、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を説明します。

また、成年後見制度の利用を支援する地域の相談窓口を幅広く周知し、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備するとともに、中核機関の設置にあたっては、交通の利便性も考慮し、住民が相談に行きやすい場所に設置するなどの配慮が必要と考えます。

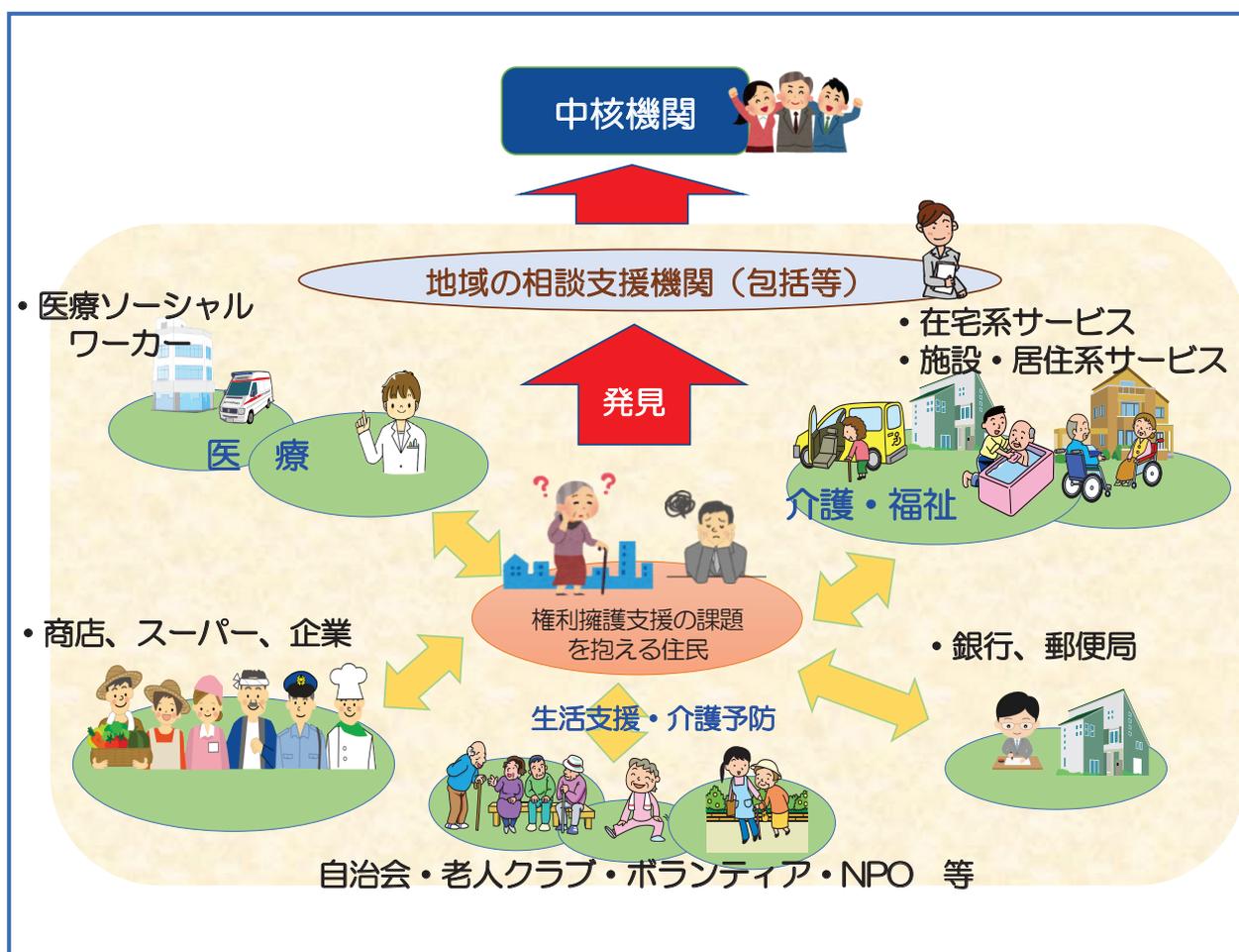
## 👉 CHECK

成年後見制度の内容は複雑なため、住民が理解するためには工夫が必要です。紙芝居や演劇等を交えながら、かみ砕いて、わかりやすく説明しましょう。

また、市民後見人養成研修の修了者に「成年後見サポーター」になってもらい、地域に出向いて説明会や相談会を開催するなどの取組みをしている自治体もあります。

### 資料 13

### 成年後見制度が必要な人の早期発見のイメージ



# 相談受付・アセスメントにおける留意点

市町村や相談支援機関等は、権利擁護支援の必要性を感じた場合、成年後見制度の利用の有無に関わらず、中核機関に適切につないでいくことが重要です。

浦安市では、市町村や相談支援機関等から相談を受けたケースについて、「権利擁護サポート会議」で検討します。権利擁護サポート会議は、中核機関職員、市町村担当課職員、当該ケースを相談した相談支援機関職員の他に、弁護士が法律関係のアドバイザーとして参加して権利擁護支援に関するアセスメントを行い、今後の支援方針等を検討します。その結果、成年後見制度の利用が必要と判断された場合は、申立人の検討、申立類型・



うらやす成年後見・生活支援センターの権利擁護サポート会議の様子

任意後見の検討、関係者による役割分担等を協議します。成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合であっても、日常生活自立支援事業の利用、法律相談等を行い、課題の解決に努めます。

この会議で権利擁護支援の方針を明確にすることで、市町村や相談支援機関等が成年後見制度の利用や首長申立ての判断をスムーズに行うことが可能になります。成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合でも、継続的なモニタリングの結果、判断能力に変化がみられるなど状態が変化した場合には、再度支援方針の検討を行います。

なお、本書では、中核機関がアセスメントを行う際に、本人情報を整理する様式として「権利擁護支援相談受付シート」(→P.22 参照)を提案しています。本人の居所や既往歴、福祉サービス等の利用状況等の基本情報のほか、心身の状況、財産の状況、親族等の情報を整理することと並行して、本人はどのような生活を望んでいるのかなど、後見人等が後見事務を行っていくうえで大切となる意思決定支援のポイントについても、この段階から情報を収集していくことが重要です。

また、平成31年4月から診断書様式(成年後見制度用)(→P.43 参照)の改定がされるのに伴い、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、的確に医師に伝えるためのツールとなる「本人情報シート」(→P.45 参照)が新たに作成されました。本人情報シートは、医師の診断のための補助資料として活用するほか、申立て前の成年後見制度の利用の適否に

関する検討資料としても活用することが考えられます。

※本人情報シート記載ガイドライン及び記載例については、本書 P.47 を参照してください。

後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードすることもできます。

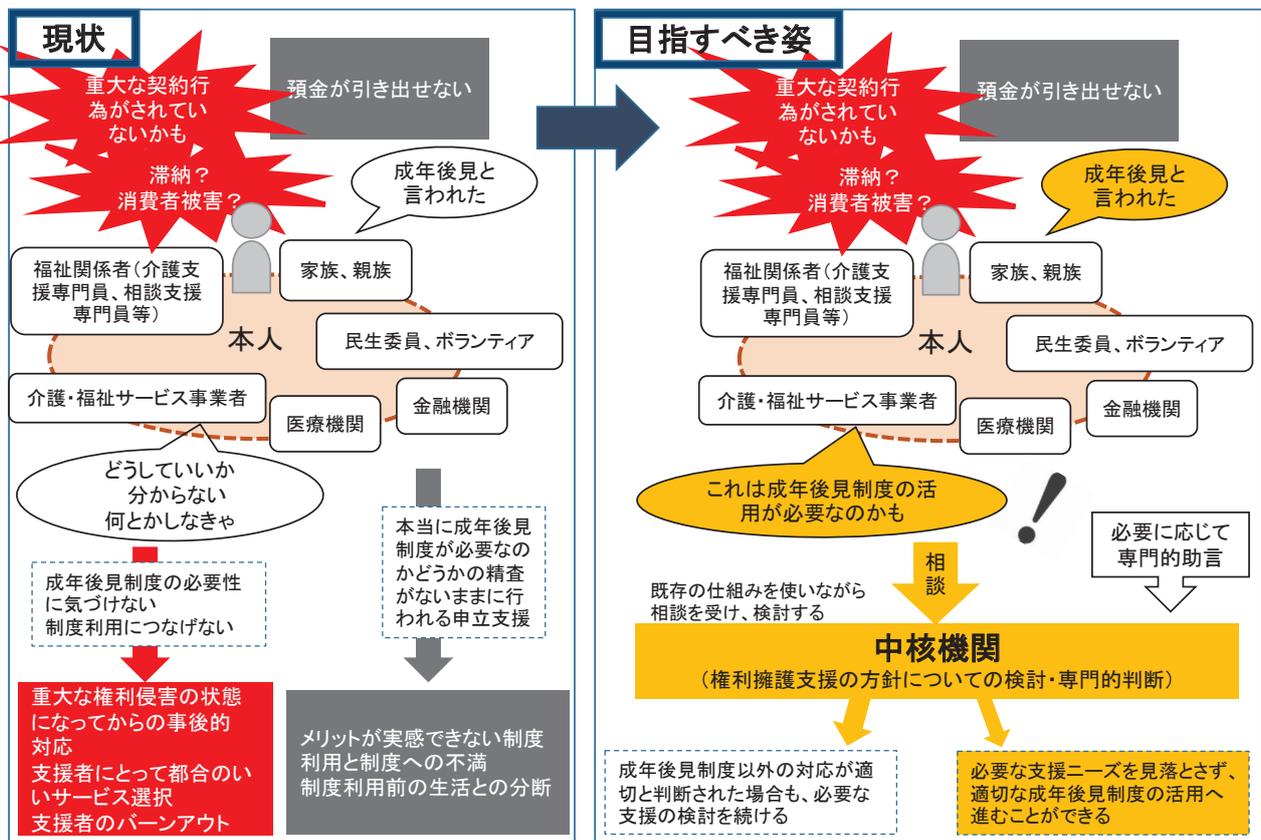
## 👍 CHECK

自治体や相談支援機関等において、権利擁護に関する支援の必要性が見過されることがないようにするためには、担当職員に対する継続的な研修が必要です。

また、日常生活自立支援事業等において、利用者の判断能力が低下したにも関わらず、成年後見制度に移行せず、事業を利用し続けることがないように注意しましょう。

さらに、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が不十分な状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護をはかることが必要です。

## 資料 14 相談受付・アセスメントのイメージ



(厚生労働省作成資料を一部修正)

## 権利擁護支援相談受付シート (1/3)

記入年月日： 年 月 日

記入者名(所属)： ( )

基本情報	氏名		年齢	歳 / M T S H 年 月 日		
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	住所			
	相談概要					
	生活歴・職歴					
	自宅の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 → <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 借家 → <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅( <input type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 民間 ) → <input type="checkbox"/> 解約済み				
	自宅以外の居所	<input type="checkbox"/> 施設等 → <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> その他( )				
	世帯構成	<input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 同居( )	室内の状況	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 要整理 <input type="checkbox"/> 不明		
	主な既往歴	病名( ) → 病院名( ) 病名( ) → 病院名( ) 病名( ) → 病院名( )				
	福祉サービス等の利用状況	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> デイサービス <input type="checkbox"/> 訪問診療 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 介護施設 <input type="checkbox"/> 障害者施設 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> その他( )				
	要介護度	認定区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援( ) <input type="checkbox"/> 要介護( )		認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
認知症高齢者日常生活自立度		自立、Ⅰ、Ⅱ、Ⅱa、Ⅱb Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Ⅴ		障害高齢者日常生活自立度	自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2	
長谷川式				MMSE		
障害手帳	療育手帳	等級→		精神保健福祉手帳	級	
	身障手帳	種 級【障害名】( )				
本人の心身状況	身体状況	視力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 全盲		聴力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや難聴 <input type="checkbox"/> 難聴
		発語	<input type="checkbox"/> 明瞭 <input type="checkbox"/> 少し不明瞭 <input type="checkbox"/> 不明瞭		拘縮	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 弱い <input type="checkbox"/> 強い
	日常生活動作状況	歩行	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全部介助		食事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全部介助
		排泄	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全部介助		入浴	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全部介助
	認知機能	意思の伝達	<input type="checkbox"/> 伝達できる <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない		<input type="checkbox"/> 伝達できない場合がある <input type="checkbox"/> 伝達できない	
		日常的行為の理解	<input type="checkbox"/> 理解できる <input type="checkbox"/> ほとんど理解できない		<input type="checkbox"/> 理解できない場合がある <input type="checkbox"/> 理解できない	
		短期的な記憶	<input type="checkbox"/> 記憶できる <input type="checkbox"/> ほとんど記憶できない		<input type="checkbox"/> 記憶していない場合がある <input type="checkbox"/> 記憶できない	
		家族等の認識	<input type="checkbox"/> 正しく認識している <input type="checkbox"/> ほとんど認識できていない		<input type="checkbox"/> 認識できていないところがある <input type="checkbox"/> 認識できていない	
		意思決定	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 日常的に困難		<input type="checkbox"/> 特別な場合を除いてできる <input type="checkbox"/> できない	
		会話能力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 時々可能 <input type="checkbox"/> 単語で応答 <input type="checkbox"/> 不可			
	精神状態	精神症状	<input type="checkbox"/> 心気症状 <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 焦燥 <input type="checkbox"/> 抑うつ状態 <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 幻覚 <input type="checkbox"/> 妄想 <input type="checkbox"/> せん妄 <input type="checkbox"/> 睡眠障害 <input type="checkbox"/> その他( )			
	問題行動	他害行為	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> なし		自傷行為	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> なし
		不潔行為	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> なし		徘徊	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> なし
不穏興奮		<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input type="checkbox"/> なし		火の扱い	<input type="checkbox"/> 常に注意 <input type="checkbox"/> 喫煙者 <input type="checkbox"/> なし	
医療的な処置	<input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> その他( )					
退院の見通し	<input type="checkbox"/> 退院可( 月頃予定 or 施設入所待ち) <input type="checkbox"/> 退院不可					
在宅生活の継続	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 援助があれば可能 <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不可能(特記: )					

権利擁護支援相談受付シート（2/3）

【収入／月額】（ 年 月 日現在）		【支出／月額】（ 年 月 日現在）	
年金	円	家賃	円
生活保護費	円	電話・光熱水費	円
給料	円	食費・生活費	円
	円	福祉サービス利用料	円
	円	医療費	円
	円	税金	円
	円	保険料	円
			円
			円
収入合計	円／月額	支出合計	円／月額
【資産】（ 年 月 日現在）		【負債】（ 年 月 日現在）	
預貯金（銀行名・支店名）	残 額	相手先	残 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
●不動産、株式等の状況			
現在の財産管理の状況			
<input type="checkbox"/> 本人が管理している <input type="checkbox"/> 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している <input type="checkbox"/> 親族又は第三者が管理している  ●支援者（管理者）の氏名（ ） ●本人と支援者（管理者）との関係 → <input type="checkbox"/> 親族（ ） <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の利用  ●支援（管理）を受けている内容 （ ）			
財産管理の課題			
<input type="checkbox"/> 金融機関の手続き <input type="checkbox"/> 不明財産の照会 <input type="checkbox"/> 不動産の処分 <input type="checkbox"/> 負債整理 <input type="checkbox"/> 遺産相続 <input type="checkbox"/> 消費者被害 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
【特記事項】			

本人の財産の状況

権利擁護支援相談受付シート (3/3)

本人の周辺状況	【親族関係】				【親族関係図】
	氏名	年齢	続柄	交流	
				あり・なし	
●キーパーソン（氏名： ）					
【推定相続人】					
<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子（ 人） <input type="checkbox"/> 兄弟（ 人） <input type="checkbox"/> 甥・姪（ 人） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明					
【親族又は知人との関係・トラブル】					
<input type="checkbox"/> 支援が必要な家族あり <input type="checkbox"/> 虐待の恐れ <input type="checkbox"/> 近隣とのトラブル <input type="checkbox"/> その他（ ）					
【特記事項】					
本人の目指す暮らし（意思決定支援のポイント）					
今後の対応					
<input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の利用 <input type="checkbox"/> 法律相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
成年後見制度の内容等（受任調整会議への付議）					
申立てに関する本人の認識	<input type="checkbox"/> 説明しており、知っている <input type="checkbox"/> 説明したが理解できていない <input type="checkbox"/> 説明しておらず、知らない <input type="checkbox"/> その他（ ）				
申立類型	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> 不明				
かかりつけ医	<input type="checkbox"/> あり（病院名： ） <input type="checkbox"/> なし → 成年後見用診断書作成依頼 → <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 要調整				
申立人	<input type="checkbox"/> 親族（ ） <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 市町村長				
報酬助成	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 未定				
後見事務の内容	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 遺産相続・分割 <input type="checkbox"/> 福祉サービス等の利用契約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取消し <input type="checkbox"/> 不動産の処分 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続き <input type="checkbox"/> その他（ ）				
【特記事項】					

うらやす成年後見・生活支援センター様式を参考に作成

# 後見人等候補者の選定と 担い手の育成

後見人等候補者の選定は、市町村職員、弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律・福祉の専門職、中核機関職員等の合議（受任調整会議）により行います。検討に際し、家庭裁判所と中核機関の間で適切な後見人等候補者のイメージを共有しておくことが重要です。申立て以前の段階から本人と関わってきた福祉、医療、地域の関係者が得ている情報を中核機関が集約し、本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮した上で、最もふさわしい後見人等候補者を選定し家庭裁判所に推薦することで、家庭裁判所はこれまでに以上に本人のニーズに合った後見人等の選任が可能になります。特に、成年後見制度の利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人等との間の信頼関係の構築が極めて重要です。家庭裁判所が本人の障害特性を十分に踏まえて後見人等を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが必要になります。



うらやす成年後見・生活支援センターの  
受任調整会議の様子

また、中核機関は、受任調整会議の結果概要を申立書類とともに家庭裁判所に提出するように申立人と調整しましょう。この書類を提出することで、家庭裁判所は後見人等候補者が選定された理由や選任する際の留意事項等を把握することができます。さらに、選任された後見人等が欠けてしまった場合の後任の後見人等を選任する際の参考にもなります。

なお、受任調整会議の結果概要の様式については、「受任調整会議結果報告書」（→P.29 参照）が参考になると思いますが、家庭裁判所に提出された書類は記録の一部となるため、利害関係人の閲覧謄写の対象になることもあります。どのような形で提供するかは家庭裁判所とよく協議をするようにしてください。

後見人等候補者の選定に際し、後見人等になるにふさわしい親族がいる場合は、本人の状況に応じ、当該親族へのアドバイス、専門職へのつなぎ、後見人等選任後の継続的バックアップなどにより、親族が後見人等に就任することへの抵抗感や負担感を軽減するよう配慮しましょう。

成年後見人等の担い手の育成については、市民後見人の育成が大きなポイントになると考えます。成年後見制度のニーズが高まる中、制度の安定的な運営を図るとともに、全国どの

地域に住んでいても、必要な時に成年後見制度を利用することができるようにするためには、新たな担い手として市民後見人の育成が重要です。市民後見人の育成については、これまでも各市町村において行われてきていますが、千葉県の場合、選任された事例は26件とまだ多くはありません（平成31年2月1日時点）。各地域で市民後見人の選任が可能になるよう、市町村と地域連携ネットワークが連携しながら市民後見人のバックアップ体制を整備していく必要があります。市民後見人がより活用されるための取組みとして、市民後見人養成研修修了者を法人後見実施団体が法人後見支援員として雇い、後見人等になるための実務経験を積ませる取組みを行っている自治体もあります。

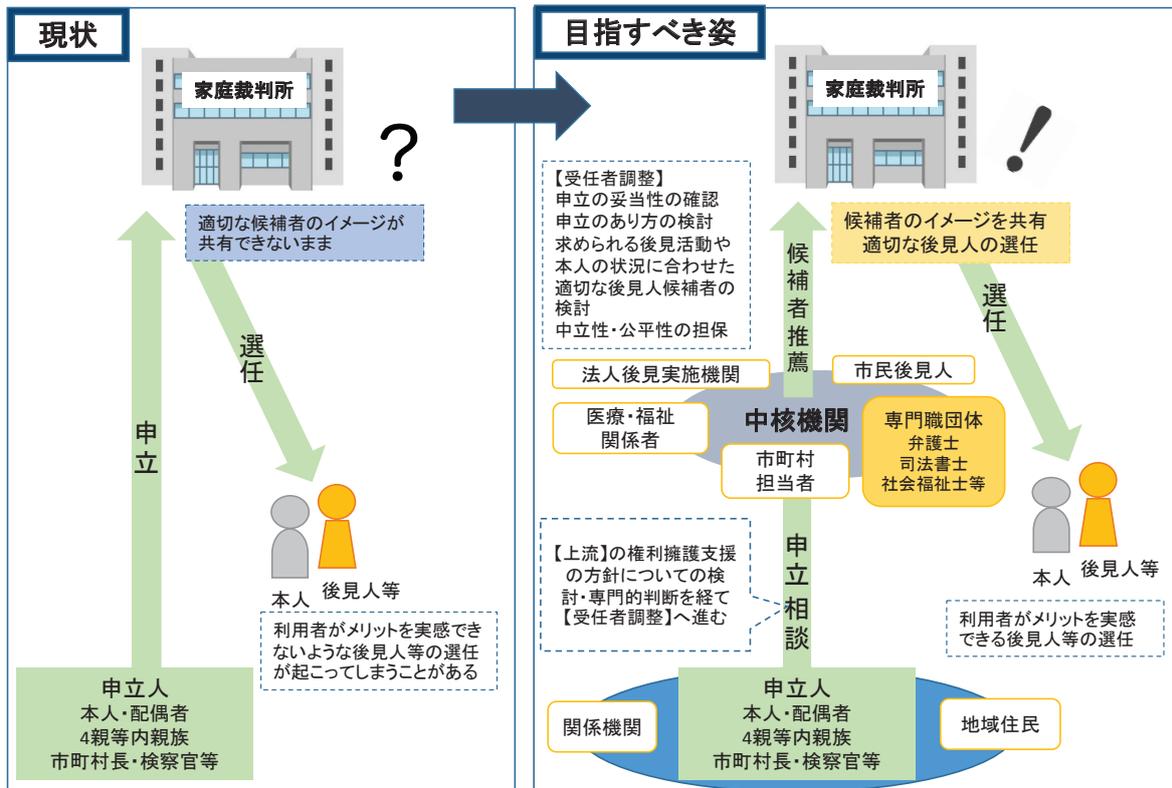
また、法人後見の担い手の確保も重要です。特に、若年期からの成年後見制度の利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提にその活用を図っていくことが考えられます。さらに、市民後見人のバックアップ機関としての役割も重要であり、千葉県の場合、選任された全てのケースに法人後見を実施している地元の社会福祉協議会が後見監督人や複数後見人として市民後見人をバックアップしています。法人後見の担い手の候補としては、社会福祉協議会、市民後見人養成研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられますので、自治体においては、そうした団体の育成・支援にも取り組んでいく必要があります。

## CHECK

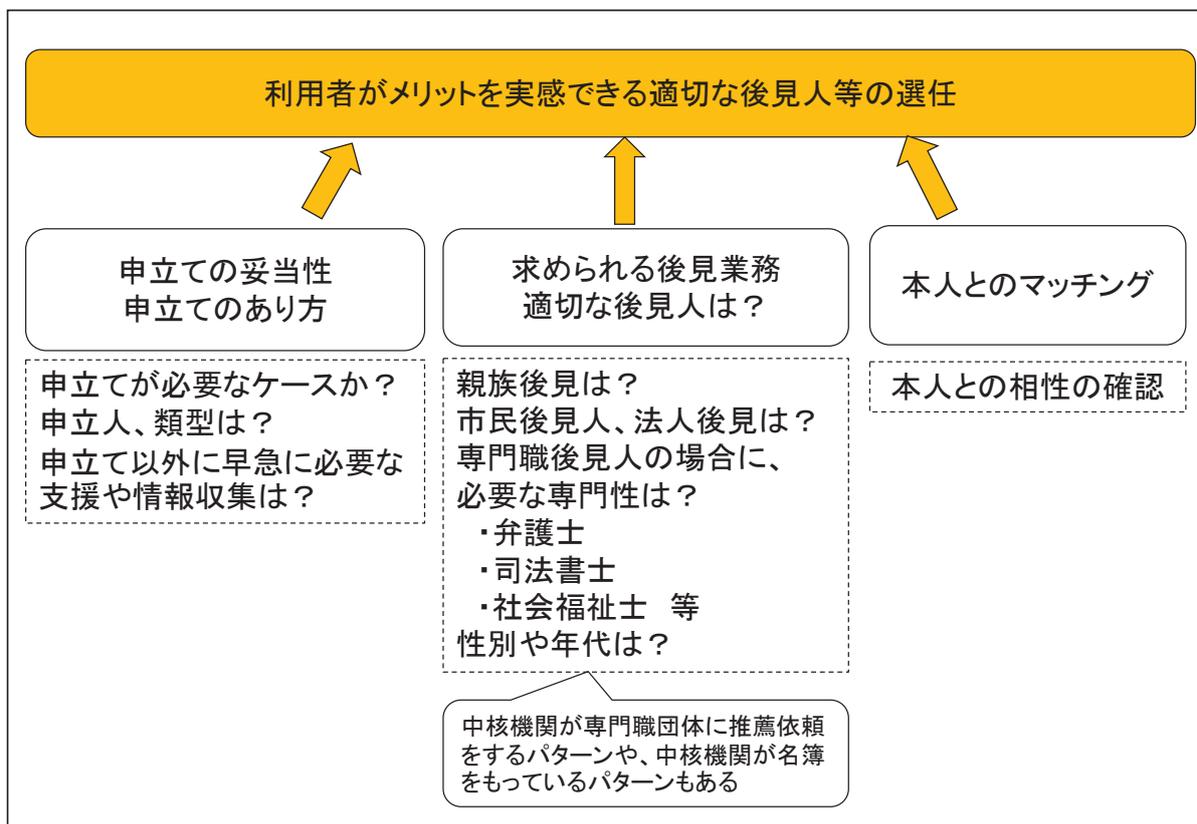
後見人等候補者が見つからないために申立書の候補者欄を空欄にして申立てを行う事例がありますが、その場合は、家庭裁判所が原則として弁護士、司法書士、社会福祉士などの団体に対して推薦依頼を行い、団体から推薦された専門職を後見人等に選任することになります。

後見人等が適切な後見活動を行っていく上で本人との信頼関係は重要な要素となりますので、可能な限り後見人等候補者を選定して申立てをするようにしましょう。

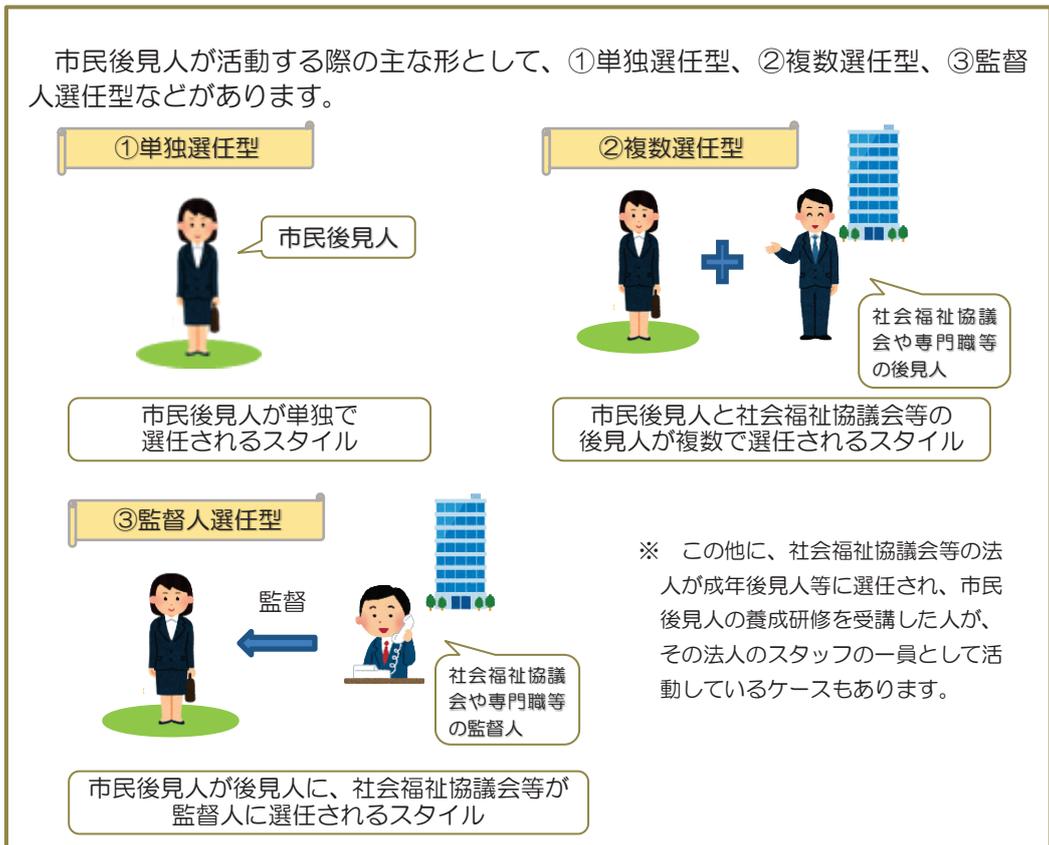
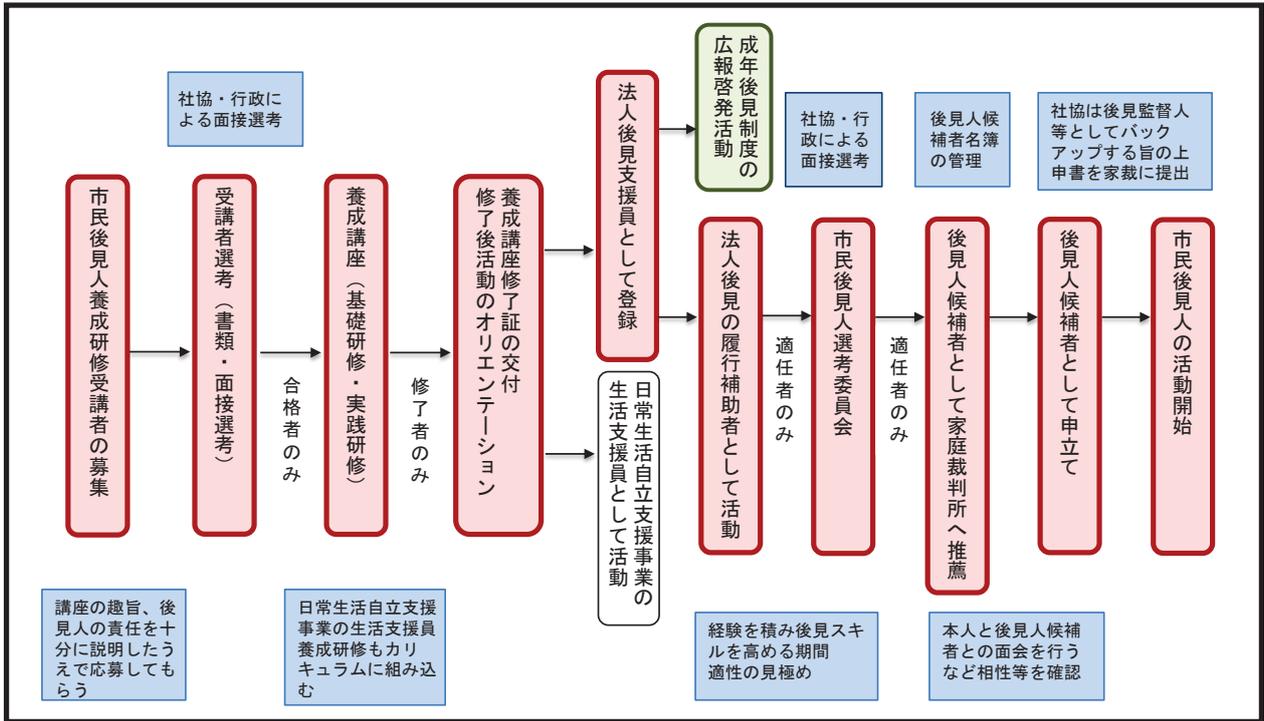
それが難しい場合は、各専門職団体と十分に調整したうえで、後見人等候補者の属性（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）を記載して申立てをすることも考えられます。



(厚生労働省作成資料を一部修正)



(厚生労働省作成資料を一部修正)



（国手引き資料を一部修正）

## 受任調整会議結果報告書（候補者が親族以外の場合）

No.	記入者	
1 対象者氏名		
2 日時	年 月 日 ( ) : ~ :	
3 場所		
4 出席者		
法律専門職の必要性	福祉専門職の必要性	法人受任の必要性
① <input type="checkbox"/> 債務整理、法的係争の可能性がある  ② <input type="checkbox"/> 不動産の売却や相続手続き等、法的支援が必要  ③ <input type="checkbox"/> 法的な問題は特になし	① <input type="checkbox"/> 身上保護面で特に配慮が必要  ② <input type="checkbox"/> 支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークができていない  ③ <input type="checkbox"/> すでに支援体制が整備されており、今後も継続して福祉的支援が必要（見守り）	① <input type="checkbox"/> 頻回な支援、訪問などの、より細かい対応が必要  ② <input type="checkbox"/> 法人が申立以前から関わっており、継続的な支援によるメリットが特に期待できる  ③ <input type="checkbox"/> 利益相反にはならない  ④ <input type="checkbox"/> 報酬が見込めない
① → <input type="checkbox"/> 弁護士が妥当  ② → <input type="checkbox"/> 弁護士、司法書士が妥当  ③ → <input type="checkbox"/> 法律専門職以外でもよい	①～② → <input type="checkbox"/> 福祉専門職が妥当  ③ → <input type="checkbox"/> 福祉専門職以外でもよい（市民後見人など）	①～④ → <input type="checkbox"/> 法人が妥当
【 会議結果概要／後見人等候補者選定における留意事項】		
●申立人→ <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 市町村長      ●報酬助成→ <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 未定		
【 後見人等候補者の結論】		
<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他(	<input type="checkbox"/> 司法書士	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 法人
<input type="checkbox"/> 市民後見人		

(うらやす成年後見・生活支援センター様式を一部修正)

## 後見人等支援と意思決定支援

家庭裁判所で後見人等が選任され、後見事務を開始した後、特に親族後見人や市民後見人等は後見事務において判断に迷うことや、本人の状況に変化があっても相談先がわからず、抱えた問題を解決できないこともあります。また、家庭裁判所への報告書の書き方に迷うようなこともあります。

### <後見人等選任後に発生する課題>

【後見人等】後見人ひとりでは解決できない問題が多い

【後見人等】後見事務について不明なことを相談する先がない

【家族、後見人等】本人の状態が変化したがる相談先がわからない

【本人、家族、相談支援機関等】選任された後見人等の活動に疑問があり相談したい

【後見人等】家庭裁判所への報告書の書き方がわからない等

後見人等としての知識が不十分で相談もできない結果、意図せず不適切な後見事務を行ってしまうことも発生しています(「成年後見人等による不正報告件数・被害額」(→P.32 参照))。また、本人や家族、チームに関わる支援者等が後見人等の活動内容が適切でないと感じた場合、どこにどのように相談するのかわからず、状況の改善につながりにくい状況があります。

中核機関は、親族後見人等が選任された後、本人を支えるチームの再編成を行い、後見人等が相談できるチーム体制を構築します。また、後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合、中核機関が相談に応じ、後見事務が円滑に行われるようバックアップを行います。

さらに、チームと相談支援機関等が連携し、定期的なモニタリングを行うことで、本人の状況の変化や後見事務の状況等を把握することができます。中核機関は、本人や後見人等の状況の変化などを必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人等による活動が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人等を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人等との関係がうまくいかなっている場合や、他の支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合等においては、後見人等の交代等に迅速に対応できるよう家庭裁判所と連絡調整を行います。

後見事務を行っていく上で大切なことは、本人の意思を尊重するとともに、本人自らが意思決定できるように支援していくことです。後見人等は、常に意思決定の中心に本人を置き、「本人のことを本人抜きで決めない」という姿勢で後見事務に取り組む必要があります。そ

のため、後見人等が就任後、速やかにチームを編成し、本人が置かれている状況（心身の状況、財産の状況、生活状況等）のほか、意思決定支援が必要になる事項の有無、本人がどういう人物か（過去及び現在の意向、心情、信念や価値観、大切にしている事項等）など、意思決定支援を行ううえで必要となる情報を把握するとともに、本人や支援者との関係を早期に形成することが重要です。

また、ある課題について本人の意思決定を支援する場面では、後見人のみが行うのではなく、チームで対応することが重要です。本人の意思を引き出すためにどのようなコミュニケーションツールが必要か、本人の意思が実現不可能であった場合に本人に提供できる選択肢は他にあるかなどについて検討します。

意思決定支援によっても、本人の意思が、①本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害する、②経済的な理由等により実現不可能、③意思表示支援、真意把握支援を相当期間続けても本人が意思を表明しない、もしくは表明された意思があいまい、などの場合には、後見人が代行決定することになります。その場合でも、チーム内でどのような代行決定を行うのか検討し、本人の考え方や生き方などになるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないように注意が必要です。

これら一連のプロセスが円滑に進むよう、中核機関にはチームと後見人等に対する総合調整機能や後見人等支援機能が求められます。

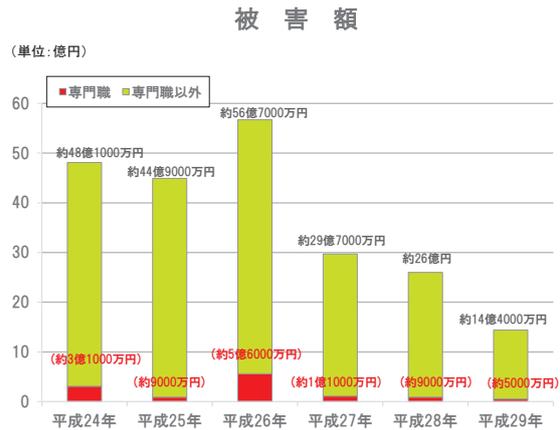
なお、意思決定支援については、厚生労働省が平成 29 年 3 月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を、平成 30 年 6 月に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を作成しています。また、大阪意思決定支援研究会が平成 30 年 3 月に「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を作成していますので参考にしてください。

## CHECK

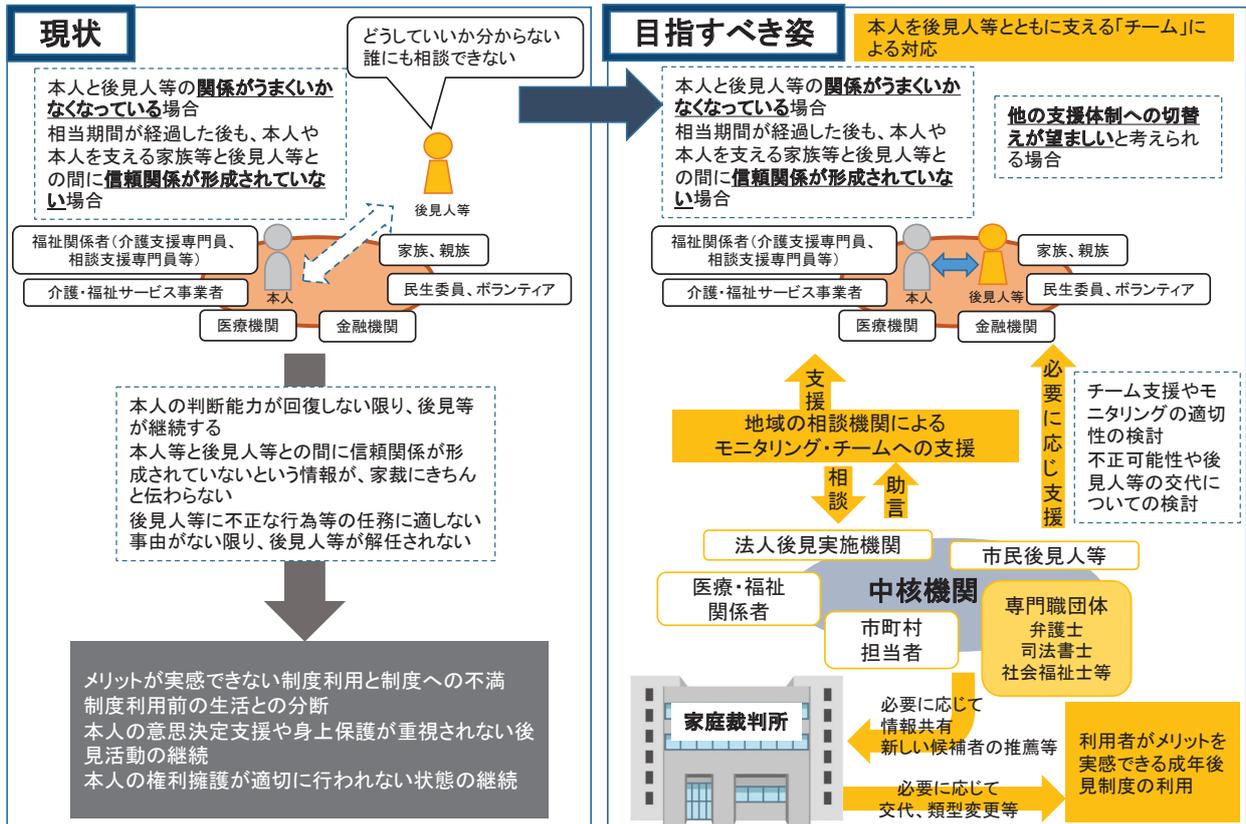
親族後見人の支援に際しては、その情報がなければアプローチすることができません。しかしながら、個人情報保護の観点から、家庭裁判所から親族後見人の情報を中核機関に提供することは困難と考えます。次善の策として、親族後見人選任時、あるいは後見事務を行う中で相談があった時や後見事務報告書の作成に問題がある場合等に家庭裁判所から親族後見人に対して、中核機関の存在や機能を周知してもらうように調整しましょう。

また、中核機関を設置した際は必ず管轄する家庭裁判所に報告するとともに、中核機関のパンフレット等を置いてもらうようにしましょう。

○成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額がいずれも減少している。  
 (注1) 各年の1月から12月までの間に家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。  
 (注2) 括弧内の数値は専門職の内数。



(厚生労働省作成資料)



(厚生労働省作成資料)

## 1 状況把握

後見人等に選任されましたら、まず本人の支援者・関係機関と接触し、本人の生活状況や本人が目指す暮らしなどを把握します。このとき、特に、本人が日常生活の中で、希望が尊重されているか、意思に沿った支援を受けているかを確認してください。

## 2 本人・支援者との顔合わせ

地域包括支援センターやケアマネジャーなど、中心となって本人を支援してきた人に働きかけて、本人・支援者との顔合わせを行います。進行は主たる支援者に任せ、後見人は何が課題となっているかを把握するとともに、本人と支援者との関わり方などに注意します。

## 3 意思決定支援の要否を検討

〔課題が法的である場合〕

本人の課題が法的なものであるとき（例：施設への入所契約、自宅の売却、高額な預貯金の引出し、介護サービス利用契約など）は、後見人等が意思決定支援を行うこととなります。課題が日常的なものや判断されるときは、本人の意思や希望が支援者らによって尊重されているかを見守り、問題があれば改善を求めます。

## 4 支援チームの編成と事前打合せ

本人の課題が法的なものであるときは、後見人等は中核機関などと相談して支援チームを編成します。相談できる人がなければ、後見人等が判断して支援メンバーを選ぶことになります。

支援メンバーが決まると本人の意思決定をどのように支援するのが良いのかなどを、本人に働きかける前に支援チームで打ち合わせます。

## 5 チームミーティング（意思決定支援から意思の実現へ）

〔課題解決に必要な決定ができなかった場合〕

本人と支援メンバーとでチームミーティングを持ち、本人の意思決定を支援していく段階です。意思決定に必要な情報を本人に提供し意思を引き出しますが、この際、コミュニケーションの方法が適切であるか、発せられた意思の内容がそれまでの本人の言動などと一致しているかといったことなどに注意します。

本人が発した意思が真意であると考えられる場合は、意思の実現に向けて支援を行います。どのような方法とするのかについても、本人に情報を提供し、意思決定を支援します。

## 6 代行決定の要否を検討

〔意思決定支援を尽くし、本人に意思決定能力があるとは言えないと評価される場合〕

意思決定支援によっても本人の意思が、①自己又は他者の重大な権利を侵害する、②実現不可能、③課題に期限があり、その期限内に意思決定できなかった、などの場合は、後見人が必要な決定を行うこととなります（これを「代行決定」と呼んでいます）。

支援チーム内で上記①②③に該当するかを検討し、該当となればその原因を意思決定能力の各側面（「情報の理解」「記憶保持」「情報の比較考察」「意思の表現」）から総合評価して、代行決定を行うかどうかを判断します。

上記①②③に該当しない場合や、該当するとしても意思決定能力に問題がないと考えられる場合は、意思決定支援の余地を残すと考えられますので、支援チームにおいてさらに意思決定支援を進めていくこととなります。

## 7 代行決定

検討の結果、代行決定を行うこととなった場合、支援チーム内でどのような代行決定を行うのかを検討します。このとき、本人の考え方や生き方などになるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないよう注意することが重要です。

（大阪意思決定支援研究会作成資料を一部修正）

# 中核機関を広域設置する場合の 運営方法

国基本計画によれば、中核機関の設置区域は、市町村を基本と置きつつも、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきとされています。

広域設置の場合は、複数市町村による共同委託の方法と、市町村がある機能を担い、一部機能を外部委託するなど、部分的な機能の切り分け等が考えられます。また、社協等の既存の組織へ委託する場合と、NPO等の新たに組織を新設する場合があります。

国手引きでは、広域設置に際して検討すべき要素として次の事項を挙げています。

- ・人口規模（規模感）
- ・行政の圏域（保健福祉等の連携経験が蓄積されている広域行政エリア）
- ・家庭裁判所の管轄（家裁との円滑な連携）
- ・後見ニーズ（高齢者、障害者等の人数、推計値）と供給体制のバランス
- ・機関の機能（何を行う機関か、必要な機能）
- ・担いうる組織の存在（社協、NPO、市町村、新規立ち上げ等、各組織の特性）
- ・必要経費（後見センターの運営に必要な費用）

千葉県内で広域設置する場合の圏域の設定としては、広域市町村圏域が最も連携しやすいのではないかと考えます。また、広域市町村圏域は千葉家庭裁判所の各支部の管轄とも概ねリンクしています。その際の検討ポイントとして次の事項が挙げられます。

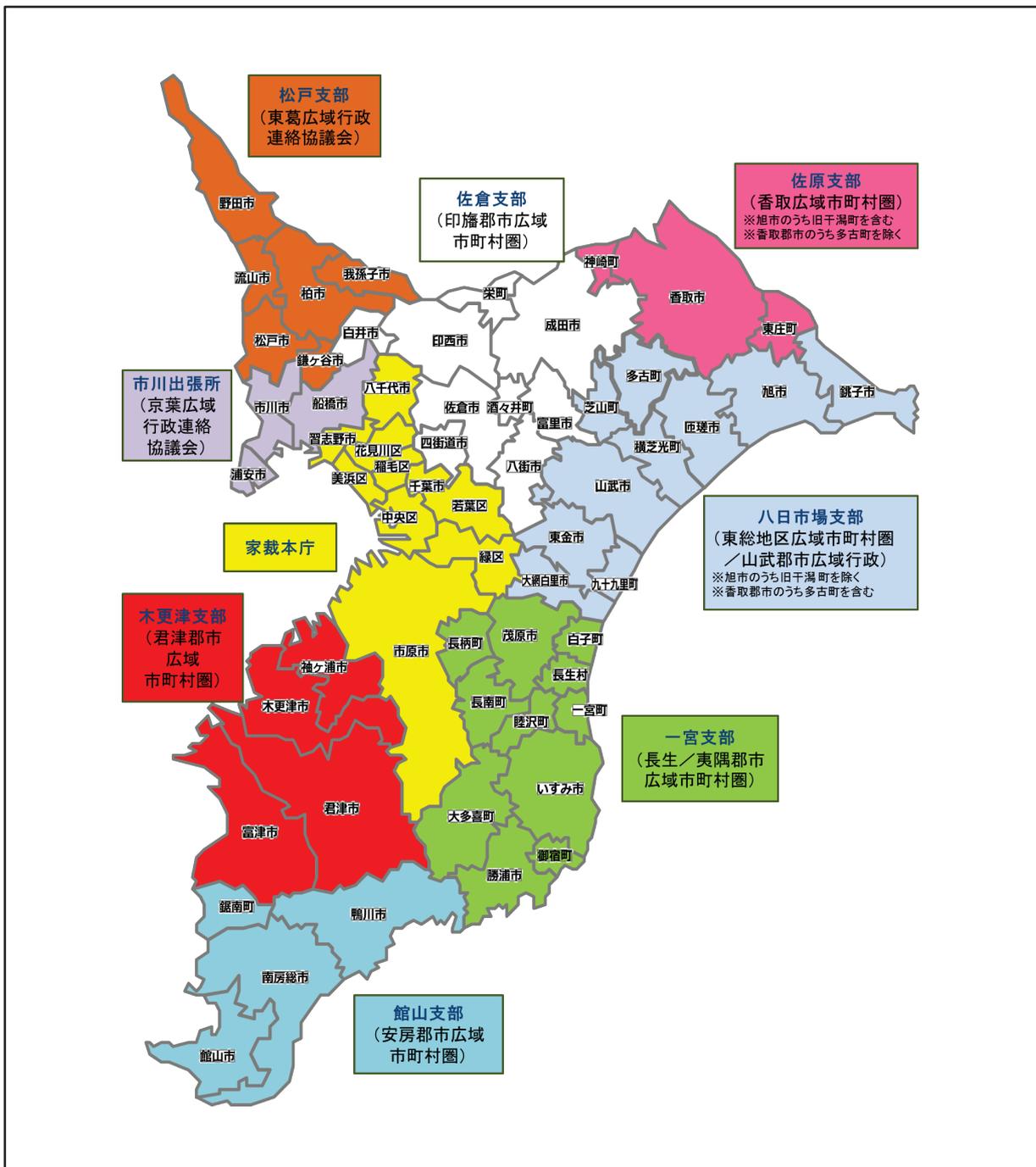
- ①中心となる市町村はどこか。
  - ②中核機関を担いうる組織はあるか（市町村、社協、その他）
  - ③住民サービスを低下させないための地元の市町村、社協等の役割は何か。
  - ④専門職の協力は得られるか。
  - ⑤市民後見人の育成は可能か。市民後見人のバックアップ機関はどこが担うのか。
  - ⑥経費の負担割合をどうするか。
  - ⑦委託契約の形態をどうするか（中核機関実施団体とそれぞれの市町村が委託契約を締結する方法、管内市町村は幹事市に負担金を支出し、幹事市が中核機関実施団体と委託契約する方法等）。
- ※なお、広域設置に係る「協定書」については、資料編に掲載した「尾張東部成年後見センター運営事業の実施に関する協定書」（→P. 63 参照）を参考にしてください。

**CHECK**

千葉県内では、安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が中核機関の広域設置に向けて検討しています。安房地域で唯一法人後見を実施している鴨川市社協の権利擁護推進センターの運営委員長をしている弁護士からも、管内市町の財政負担や人材の確保、数が少ない法律専門職との連携等を進めるためには市町単位に行うよりも広域で取り組むことを勧められていました。平成29年度から市民後見人養成研修を共同で実施したことをきっかけとして、中核機関の設置も広域で行うことになりました。

資料 24

広域市町村圏域と千葉家裁各支部の管轄区域



# 県の役割と家庭裁判所との連携

「国手引き」では、県の役割や家庭裁判所との連携について、次のように整理しています。

## ＜県の役割＞

### ①県内市町村の取組・進捗の実態把握と情報共有

- ・県内の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況の継続的な把握
- ・市町村間の情報共有・情報交流の場の設定

### ②県内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援

- ・県内における権利擁護・成年後見ニーズの把握、社会資源等の把握等の実施
- ・特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等の取組

### ③広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援

- ・家庭裁判所（本庁・支部・出張所）等の管轄、その他保健福祉圏域等、広域での中核機関設置に向けた具体案の提示と市町村間の調整
- ・家庭裁判所、社協、専門職団体等と連携した説明会の実施や具体的方策の検討支援

### ④その他広域的な観点からの市町村支援

- ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援の実施

## ＜家庭裁判所との連携＞

### ①市町村が行うニーズ調査に向けた協力

- ・家庭裁判所への申立件数や制度利用者数といった統計データの提供

### ②マッチングや後見人支援に関する具体的なイメージの共有

- ・マッチングについては、家庭裁判所がどのような点を考慮して後見人を選任しているのかについて中核機関と考え方を共有しておくこと。
- ・後見人支援事務については、家庭裁判所に寄せられている相談内容等を整理し、どのような支援ニーズがあるのかを中核機関に提供すること。

県の役割を果たしていくための具体的な仕組みとして、「千葉県成年後見制度利用促進協議会」（以下、「県協議会」）及び「成年後見制度利用促進地区協議会」（以下、「地区協議会」）の設置が有効と考えます。

「県協議会」は、千葉県、千葉県社会福祉協議会、専門職団体、地区協議会代表等を構成員とし、「地区協議会」で協議した内容等を県全体で共有するとともに、中核機関の運営に関する課題や中核機関の広域設置への支援など、県の支援が必要な事項や全体での協議が必要な事項等について協議を行います。

「地区協議会」は、千葉家庭裁判所の各支部管内の市町村が中心となって中核機関、専門職団体等を構成員として、地域連携ネットワークの構築や中核機関の運営等に関する意見交換、情報交換等を行うとともに、成年後見制度の利用促進のための方策や課題解決のための協議を行います。

県は、このような仕組みを整備し、機能させていくことで「国手引き」が挙げている4つの役割を担っていくことになります。

また、「市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策」については、千葉県ではすでに次の研修を毎年度行っていますが、さらに中核機関職員等を対象とした研修を行っていく必要があります。

<千葉県が実施している研修会一覧>

- ①市町村職員等を対象とした首長申立等に関する研修会
- ②市町村社協職員等を対象とした法人後見の研修会
- ③県民を対象とした成年後見制度の基礎講座

家庭裁判所との連携については、後見人等候補者の選定に関して家庭裁判所と中核機関との間で適切な後見人等候補者のイメージを共有しておくことが重要です。

この問題については、家庭裁判所において、これまでの運用状況等を踏まえて選任の在り方について検討している段階であり、当面は実践を積み重ねながら、県協議会、地区協議会等を活用して家庭裁判所と調整していく課題と考えます。

## CHECK

家庭裁判所が各市町村が設置する協議会に全て参加することは体制的にも困難ではないかと考えます。各市町村の協議会への参加は可能な限り対応することとし、家庭裁判所本庁は「県協議会」へ、家庭裁判所各支部は「地区協議会」へオブザーバーとして参加し、管内の市町村、中核機関、専門職団体等との意見交換、課題協議、認識の共有等を行う仕組みを作っていくことが合理的な方策と考えます。



# 市町村基本計画に盛り込むべき事項

国基本計画では、市町村が成年後見制度利用促進基本計画（以下、「市町村計画」）を定めるに当たっては、以下の点を具体的に盛り込むことが望ましいとしています。

- 地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

さらに、具体的な市町村計画のイメージとしては次の項目が考えられます。

- ①本計画の目的と必要性について
  - ②本計画の位置づけ（法的根拠）
  - ③計画期間について
  - ④地域福祉計画、他の福祉計画との整合性について
  - ⑤国が進める地域共生社会を実現していく上での位置づけについて
  - ⑥成年後見制度の利用の現状と潜在的利用ニーズについて（必要なデータは何か）
    - 成年後見制度の申立件数
    - 成年後見制度の利用者数
    - 成年後見制度の市町村長の申立件数
    - 成年後見制度利用支援事業の助成
    - 認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数）
    - 知的障害者、精神障害者手帳所持者数
    - 日常生活自立支援事業の相談件数、利用者数
- 以上の各データの年度ごとの推移と今後の推計値

⑦成年後見制度の利用を促進するための具体的な仕組みづくりについて

○中核機関の運営体制と支援内容

- ・運営体制について
- ・広報機能について
- ・相談機能について（アセスメント、支援方針の検討など）
- ・成年後見制度利用促進機能について（受任調整、担い手の育成など）
- ・後見人等支援機能について（モニタリング、バックアップなど）

○成年後見制度の利用に関する助成制度について

⑧評価について（協議会の活用）

 CHECK

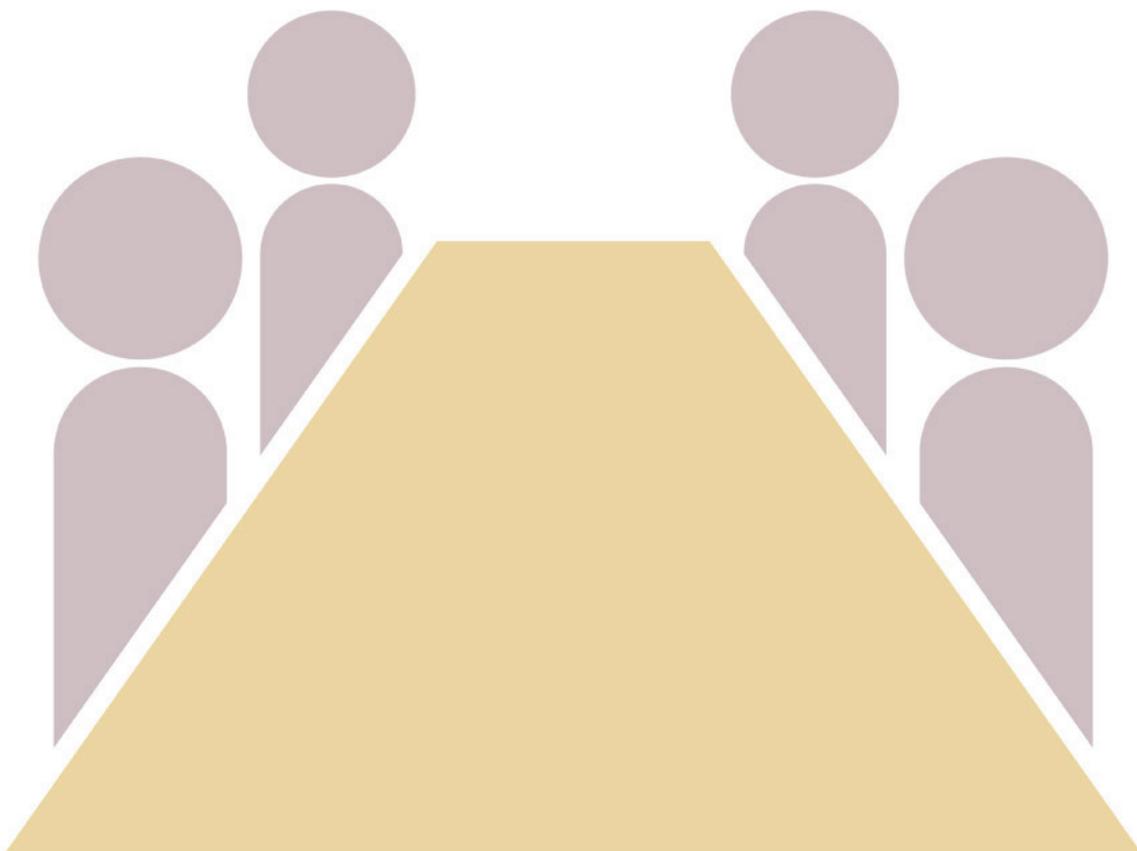
市町村計画の策定は、司令塔である自治体の大きな役割のひとつです。方法としては、単独で市町村計画を策定する方法と地域福祉計画等に市町村計画を組み込む方法があります。地域福祉計画等に組み込む方法の場合、現行計画の見直し、または次期計画策定の際に併せて策定することになりますので、市町村計画の策定期間が大幅に遅れることがないように留意しましょう。

また、市町村計画策定後は、進捗管理等の評価を定期的に行うことが重要です。評価は、自治体や中核機関だけでなく、法律・福祉等の専門職団体や関係機関等で構成する「協議会」を活用し、様々な角度から意見をもらえるようにしましょう。



協議会の様子（浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会）

# 資料編





1 氏名

男・女

年 月 日生 ( 歳)

住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール (  点 ( 年 月 日実施)  実施不可)

MMS E (  点 ( 年 月 日実施)  実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (  部分的にみられる  全体的にみられる  著しい  未実施)

なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い  回復する可能性は低い  分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ ( まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度)  
 なし

[ ]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ ( 意思疎通ができないときもある  意思疎通ができないときが多い  
 意思疎通ができない)  
 なし

[ ]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ ( 問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著)  
 なし

[ ]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ ( 問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著)  
 なし

[ ]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[ ]

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります)。

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">本人</div> 氏 名： _____  生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">作成者</div> 氏 名： _____ 印  職業(資格)： _____  連絡先： _____  本人との関係： _____
--	--

### 1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院  
→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

### 2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 要支援（1・2）       要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）       非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

### 3 本人の日常・社会生活の状況について

#### (1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない       一部について支援が必要       全面的に支援が必要  
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

#### (2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし  
（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

##### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる       伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない       できない

##### イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる       理解できない場合がある
- ほとんど理解できない       理解できない

##### ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる       記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない       記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない    認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある    支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

成年後見制度における診断書作成の手引  
本人情報シート作成の手引

最高裁判所事務総局家庭局

## はじめに

成年後見制度は、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった新しい理念を取り入れ、平成12年4月、民法の改正により導入されました。制度の導入に当たり、最高裁判所は、利用者の便宜に資するよう、本人の事理弁識能力（自分の行為の結果について合理的に判断する能力）についての判断資料として用いられる診断書の書式を作成し、その後、幅広く利用されてきました。

そのような中、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。基本計画においては、政府は、医師が診断書等を作成するに当たって、福祉関係者が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進めることとされています。このような基本計画の内容を踏まえ、今般、最高裁判所においても、医師が家庭的・社会的状況等に関する情報も踏まえて行った医学的判断をよりの確に表現することができるよう、従前の診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師にこれを伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式を作成することとしました。

この手引は、このような観点から改定された診断書及び新たに導入される本人情報シートを作成する際に参考としていただくために、成年後見制度の概要を説明した上で、各書式についての記載ガイドライン及び複数の記載例を掲載しています。

新しい診断書の書式及び本人情報シートの作成に当たっては、認知症や障害がある方の各関係団体や、医療・福祉に携わる関係団体から有益な御意見をいただきました。特に、各書式についての記載ガイドライン及び記載例を作成するに当たっては、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本社会福祉士会及び公益社団法人日本精神保健福祉士協会から、専門的な知見に基づく御助言をいただきました。御協力いただいた皆さまには、この場を借りて御礼を申し上げます。

今後も、実務の動向を見ながら、必要に応じて、修正を加えていきたいと考えておりますので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

平成31年4月

最高裁判所事務総局家庭局

### 三 本人情報シート作成の手引

#### 1 本人情報シートの位置付け

##### (1) 本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性

成年後見制度の利用を開始するための申立てに際しては、鑑定の要否等を判断するため、申立書等と併せて、医師の作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所が本人の判断能力を判断するための重要な資料であり、本人の判断能力について医師に的確に判断していただく必要があると考えております。

医師に判断能力についての意見を書いていただく際には、従前から、本人に対する問診や家族等からの聞き取り結果、各種の医学的検査の結果等を総合的に検討し、判断がされていたものと思われませんが、本人の判断能力の程度等について意見を述べるに当たって、本人の生活状況に関する資料が十分ではないということもあったのではないかと考えられます。

医師によりの確に判断していただくためには、本人を支える福祉関係者から、医師に対し、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で、本人の生活上の課題を伝えることが有益ではないかと考えられます。

そこで、本人を支える福祉の関係者において、本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成していただけるよう、新たに「本人情報シート」の書式を作成することとしました。

※ 「本人情報シート」の提出が難しい場合には、「本人情報シート」を添付することなく後見等開始の申立てを行うことは可能です。もっとも、本人の判断能力等をよりの確に判断するために、多くの事案において、医師が診断する際の補助資料として提供されることが望ましいといえます。

##### (2) 「本人情報シート」の作成者について

「本人情報シート」は、医師に本人の生活状況等を客観的に伝えることで、医学的な判断をする際の参考資料として活用されることを想定しています。

したがって、本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方によって作成されることが望ましいといえ、具体的には、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されます。

親族や本人が作成することは想定していませんので、本人及び親族の方には、申立書に本人の生活状況等を記載していただくこととなります。

ソーシャルワーカーが自らの業務の一環として「本人情報シート」を作成する場合や、当事者間の合意によって定められた作成費用を依頼者が負担する場合がありますので、作成者と依頼者との間で、「本人情報シート」の作成を依頼する際の取扱い等についてご確認ください。

##### (3) 「本人情報シート」の活用場面

「本人情報シート」は、医師の診断のための補助資料として活用するほか、以下のような

場面で活用することが考えられます。

① 申立て前の成年後見制度の利用の適否に関する検討資料として

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方を法律的な側面で支援する制度です。法的な課題や福祉的な課題に対応するために成年後見制度を利用することは有益ですが、他方で、本人が抱えている課題によっては、成年後見制度の利用では十分に対応できないことも考えられます。

制度利用の適否については、医療・福祉・介護の関係者のみならず、法律関係者も含めて多職種で検討することが望ましいといえますが、その際、「本人情報シート」によって本人の状況について認識を共有することは、制度利用の適否に関する多職種での検討に資するものと考えられます。

② 家庭裁判所における成年後見人等の選任のための検討資料として

「本人情報シート」は、後見等開始の申立ての際に、申立人から、診断書とともに家庭裁判所に提出していただくことを想定しています。家庭裁判所は、本人の判断能力について審査するとともに、誰を成年後見人等に選任するのかについても検討しますので、「本人情報シート」は、本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるとともに、本人の身上監護上の課題を把握し、本人にふさわしい成年後見人等を検討するための資料として活用することも考えられます。

③ 従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料として

後見開始後の本人自身の心身の状況や周囲の生活環境の変化に応じて、本人の有する生活上の課題も変化していくものと考えられます。後見人も含む多職種で構成される「チーム」において、後見開始時に作成された「本人情報シート」の内容を確認することによって今まで後見人を中心に進めてきた本人支援のアプローチを検証し、この結果を踏まえて、必要に応じて、本人の能力変化に応じた類型の変更や今まで進めてきた後見事務の方向性について見直したり、あるいは、補助・保佐の場合には付与された代理権・取消権の範囲を再検討したりするなど、今後の本人支援の在り方を検討することも有効であると考えられます。

2 本人情報シート記載ガイドライン及び本人情報シート記載例について

本人情報シート記載ガイドラインは、本人の判断能力等を診断するに当たって、参考となる内容の記載についての一般的な基準を示したものです。記載するに当たってのポイントや留意事項等も含まれていますので、本人情報シートを作成する際に参照してください。

本人情報シート記載例は、実務的に比較的多く見られる事例を想定し、本人情報シート記載ガイドラインに沿って作成したものです。

後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) から、「本人情報シート」(Word形式)のダウンロードができます。

### 3 本人情報シート記載ガイドライン

#### 表面

※ シートに記載しきれない場合は、別紙をつけていただくことも可能です。

#### 本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。  
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

本人氏名	_____	作成日	____年 ____月 ____日
生年月日	____年 ____月 ____日	作成者氏名	_____ 印
		職業(資格)	_____
		連絡先	_____
		本人との関係	_____

1 本人の生活場所について  
 自宅（自宅での福祉サービスの利用）  
 施設・病院  
 → 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

2 福祉に関する認定の有無等について  
 介護認定（認定日：\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日）  
 要支援（1・2）  
 要介護（1・2・3・4・5）  
 非該当  
 障害支援区分（認定日：\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日）  
 区分（1・2・3・4・5・6）  
 療養手帳・療養の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）  
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3級）

3 本人の日常・社会生活の状況について  
 身体機能・生活機能について  
 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について  
 日によって変動するか： あり  なし  
 ※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
 エの項目は裏面にあります。  
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について  
 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない  
 イ 日常的な行為に関する理解について  
 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない  
 ウ 日常的な行為に関する短期的記憶について  
 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない  
 1/2

○ 本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報提供を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人の同意を得るなど、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります。

1 本人の生活場所について  
 ○ 現在、本人が自宅で生活しているか、施設（グループホーム、サービス付住宅を含む）、又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。  
 ○ 自宅での福祉サービスの利用については、訪問介護のほか、デイサービス、ショートステイなどを利用しているときは、「あり」にチェックしてください。

2 福祉に関する認定の有無等について  
 ○ シートに記載されている認定を受けている場合には、該当欄にチェックしてください。  
 ○ 認定日欄には、最終判定年月を記載してください。

3 本人の日常・社会生活の状況について  
 (1) 身体機能・生活機能について  
 ○ 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。  
 ○ 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。

(2) 認知機能について  
 ○ ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。  
 ○ ここでいう「日常的な行為」とは、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。

- アについて
  - 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
  - 伝達できない場合がある → 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
  - ほとんど伝達できない → ごく単純な意思（空腹である、眠いなど）は伝えることができるものの、それ以外の意思については伝えることができない場合
  - できない → ごく単純な意思も伝達できないとき
- イについて
  - 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる場合
  - 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
  - ほとんど理解できない → 上記の点について、回答できるときとできないときが多い場合
  - 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合
- ウについて
  - 記憶できる → 直前にしていたことや示したものを正しく回答できる場合
  - 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
  - ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できるときとできないときが多い場合
  - 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

(※ 発語で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。)

裏面

エ 本人が家族等を認識できているかについて

正しく認識している  認識できていないところがある

ほとんど認識できていない  認識できていない

(3) 日常・生活上支障となる精神・行動障害について

支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない

支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある

(精神・行動障害) に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

週 1回以上  月 1回以上  月 1回未満

(5) 日常の意思決定について

できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない

(6) 金銭の管理について

本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している

親族又は第三者が管理している (支援 (管理) を受けている場合には、その内容・支援者 (管理者) の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・生活上の課題 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じて得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

申立てをすることを説明しており、知っている。

申立てをすることを説明したが、理解できていない。

申立てをすることを説明しておらず、知らない。

その他 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)

エについて

正しく認識している → 日常的に顔を合わせない家族又は友人等についても、会えば正しく認識できる。

認識できていないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できているが、それ以外には難しい。

ほとんど認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても、認識できないことが多い。

認識できていない → 日常的に顔を合わせない家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できない。

(3) 日常・生活上支障となる精神・行動障害について

○ 精神・行動障害とは、生活上、場面や目的からみて不適當な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて、該当する欄にチェックを入れてください。

○ また、そのような精神・行動障害があり、生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かる範囲で記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

○ 本人が日常的にどの程度、社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。

○ なお、身体的な障害等により、外出は困難ではあるものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には、それも含めて回数を回答してください。

(5) 日常の意思決定について

○ 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に關して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといった事情があるときは、4項に記載してください。

できる → 毎日の暮らしにおける活動に關して、あらゆる場面で意思決定できる。

特別な場合を除いてできる → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。

日常的に困難 → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるかどうかわからない。

できない → 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうかわからない。

(6) 金銭の管理について

○ 金銭の管理とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。項目についての選択基準は、以下のとおりです。

本人が管理している → 多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している場合

親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している → 通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している場合

親族又は第三者が管理している → 本人の日々の生活費も含めて、第三者等が支払等をして管理している場合

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・生活上の課題

○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を記載してください (例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に關する検討などがこれに当たります。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

○ 成年後見制度の利用について本人に説明した際の利用に關する本人の認識 (知っている、知らない、理解できない) を記載してください。

○ 上記チェックボックスを選択した理由や、本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には、分かる範囲で記載してください。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・生活上の課題への対応策

○ 成年後見制度の利用によって、日常・生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、御意見があれば記載してください。

#### 4 本人情報シート記載例

##### モデル事例1：認知症（重度），施設入所【表面】

#### 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

<p><b>本人</b></p> <p>氏名： 〇〇 〇〇</p> <p>生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日</p>	<p><b>作成者</b></p> <p>氏名： 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>職業(資格)： 〇〇県社会福祉士会 相談員</p> <p>連絡先： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>本人との関係： 入所施設から相談を受けた</p>
--	--

#### 1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 特別養護老人ホーム〇〇園

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

#### 2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 〇〇年 〇月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： 年 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 ）（判定 ）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

#### 3 本人の日常・社会生活の状況について

##### (1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要
- （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

2016年3月頃より心身状態が悪化し、同居の妻への暴力行為があったため、7月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療、リハビリテーションを受け、症状が改善し、2017年5月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については、ほぼ全面的に見守りや声掛け、直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。

##### (2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし
- （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）

##### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない  できない

##### イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる  理解できない場合がある
- ほとんど理解できない  理解できない

##### ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる  記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない  記憶できない

モデル事例1：認知症（重度），施設入所【裏面】

- エ 本人が家族等を認識できているかについて  
 正しく認識している  認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない  認識できていない

- (3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について  
 支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある  
(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等)

施設内の自室やトイレの場所がわからず，困惑しているときが多いが，適切な声掛け誘導によって対応可能である。また，日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず，不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く，その対応が本人にとって受け入れがたいものであると，不穏になることがある。

- (4) 社会・地域との交流頻度について  
 週1回以上  月1回以上  月1回未満
- (5) 日常の意思決定について  
 できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない
- (6) 金銭の管理について  
 本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している  
(支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等)

妻が管理しているが，妻自身も高齢であり，本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり，負担感が強い。また，施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに，妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い，とのこと。

- 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題  
(※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。)

本人は施設において，本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず，制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり，本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を広げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後，入院加療が必要となることも想定されるため，本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが，妻にとっても助けとなると考え，そのことで妻との関係性の修復も期待される。

- 5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識  
 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他  
(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと，また，妻の面会時，本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け，作成者のみとも面談した。その都度，新しい説明を聞く，という印象で，説明を理解することは難しいと感じられたが，その都度の説明においては，「そんな人がいたらありがたいね」「でも〇〇ちゃん（古い友人の妹，というのが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。

- 6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策  
(※御意見があれば記載してください。)

本人に日常的に関わる関係者は，施設内で完結している。本人の資産を考えれば，さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また，比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し，居所についても本人の状態に合った，また，本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには，高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。

モデル事例2：認知症（軽度），在宅，独居【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

<p><b>本人</b> 氏 名： 〇〇 〇〇</p> <p>生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日</p>	<p><b>作成者</b> 氏 名： 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>職業(資格)： 〇〇市社会福祉協議会(社会福祉士)</p> <p>連絡先： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>本人との関係： 〇〇市中核機関の相談員</p>
--	---

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院  
→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 〇〇〇〇 年 〇 月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2 (3)・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
（今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用し、別居の長男や長女の支援を得て生活を継続しているが、最近では食材を大量に買い込んで腐らせる、サービス利用日や時間を忘れて外出するなど、サービス提供が受けられないことが増えてきている。ケアマネージャーはサービスの見直しが必要だと考えている。

(2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし  
（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
エの項目は裏面にあります。）
- ア 日常的な行為に関する意思の伝達について  
 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない
- イ 日常的な行為に関する理解について  
 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について  
 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない

モデル事例2：認知症（軽度），在宅，独居【裏面】

- エ 本人が家族等を認識できているかについて  
 正しく認識している  認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない  認識できていない

- (3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について  
 支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある  
(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等)

鍋を焦がすことが，3か月に1回程度ある。IHは本人が希望していないため，使用していない。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい，自宅にいないため，ヘルパーが支援に入れないときが，月に一，二回程度ある。

- (4) 社会・地域との交流頻度について  
 週1回以上  月1回以上  月1回未満
- (5) 日常の意思決定について  
 できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない
- (6) 金銭の管理について  
 本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している  
(支援(管理)を受けている場合には，その内容・支援者(管理者)の氏名等)

別居の長女が定期預金通帳を管理しているが，日常的な金銭管理は本人が行っている。最近では日常的な金銭管理が難しくなり，長女が社協の日常生活自立支援事業が使えないか，と相談してきた。

- 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題  
(※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。)

介護保険サービス提供事務所からは，ケアマネージャーがサービス利用を増やす必要がある，ということが本当に本人の意向に基づいているのかとの疑問が示されている。また，長男や長女からは，これ以上本人に関わる時間がとれないなかで，本人の一人暮らしの継続について心配との意見。本人は自宅以外の生活については一切考えておらず，どのように生活していくことができるか，かなり早急に検討していくことが必要になっている。

- 5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他  
(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

説明についての理解は良好。しかし，長女にやってもらうのに手続きが必要なのか，と疑問を述べられる。また，長女は仕事や家庭のことが忙しく，頼むのは悪いという気持ちや，長女から「そろそろ施設に入ることを考えて」と言われた言葉に対して抵抗感を持っている。

- 6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策  
(※御意見があれば記載してください。)

本人は自分の希望や思いを他者に伝えることができ，その実現に向けて支援関係者はこれまでも関わってきている。しかし，徐々に認知機能が低下していることはあり，支援体制をこれまでとは違う内容で検討することも，本人の安全や安心のためには必要なことである。福祉サービスの利用などの契約行為の代理ができる形が望ましく，本人もそれを希望している。家族の思いも支えながら，安易に施設入所という選択肢にならないためには，第三者の担い手が，本人の意思や意向を尊重しつつ家族とも調整をとっていくこと，そのために支援関係者と連携体制をとり，チームとして本人を支えていく体制をつくれることが重要である。

モデル事例3：知的障害（重度），施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。  
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

<p><b>本人</b> 氏名：〇〇 〇〇 生年月日：〇〇〇〇年 〇 月 〇 日</p>	<p><b>作成者</b> 氏名：〇〇 〇〇 (印) 職業(資格)：障害福祉サービス計画相談 (社会福祉士) 連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 本人との関係：〇〇市受託事業者</p>
--	---

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）  
 施設・病院  
 → 施設・病院の名称 障害者支援施設〇〇園

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 年 月）  
 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）  
 非該当  
 障害支援区分（認定日： 年 月）  
 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当  
 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 療育手帳）（判定 A2）  
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
 （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

本人は、在宅で母と二人暮らしだったが、母が8月に自宅で倒れているところを近隣住民に発見され、救急搬送された。その翌日に母は死亡。本人は重度知的障害があり、母の日常的な世話で生活をしてきたが、母の死亡に伴い、在宅生活ができなくなり、行政が緊急の措置として、現在の障害者支援施設に短期入所を行った。

(2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし  
 （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない

モデル事例3：知的障害（重度），施設入所【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している  認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない  認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある  
(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等)

これまで，ほとんど外部のサービスを利用することなく，自宅で母と2人で生活していたため，新しい環境になじむことが難しく，他の利用者や施設の職員に対して，自分の思いどおりにならないときに，手をあげようとするところがある。その場合はゆっくり対応することで落ち着く。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上  月1回以上  月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している  
(支援(管理)を受けている場合には，その内容・支援者(管理者)の氏名等)

緊急対応として，行政施設への短期入所を措置にて決定した。本人の金銭管理については，事務管理として，行政から入所施設〇〇園に委任をしている(成年後見人等が選任されるまで)。

〇〇園 施設長 〇〇 〇〇氏

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。)

本人は母が亡くなったことをどのように受け止めて理解できているか，これまで本人と関わってきた第三者がほとんどいないため，関係者による意思決定支援のための会議は開催できなかった。しかし，日常生活場面では食事については本人なりの希望や意思が示せるため，本人の意思を引き出すことは十分可能ではないかと考える。今後，本人の日常生活の中で，意思決定支援に配慮した対応がなされる環境であることが重要である。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

言語によるコミュニケーションが困難であるため，図を示したり，共に行動するなどして説明を試みたが，本人がどのように理解することができたか，把握できなかった。しかし，本人は，自分のことを見てくれる人や，自分に向き合ってくれる人に対しては，好意的な態度を示す。後見人等が選任されることで，本人と関わりを持つ支援関係者が増え，本人の生活の支援に向けて，選択肢が広がるということが可能となると考える。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

母の死という緊急事態への対応として措置による短期入所となっている。今後の安定した生活を送るために，本人の意思を尊重し，意思決定支援に配慮し，方針を決定することが求められる。短期入所から本入所契約をするのかどうか当面の後見人の課題である。この課題に対応するためには，本人を取り巻く支援関係者を増やし，本人を中心とした意思決定支援に向けての会議を開催することが必要と考える。また，その後の社会生活の中で，本人が獲得する能力があると考えられるため，定期的に本人の状況を把握し，本人が支援を受ければできることを増やしていくことで成年後見人等の権限，類型の見直しが必要である。

モデル事例4：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

<p><b>本人</b> 氏 名： 〇〇 〇〇</p> <p>生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日</p>	<p><b>作成者</b> 氏 名： 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>職業(資格)： 〇〇市社会福祉協議会(社会福祉士)</p> <p>連絡先： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>本人との関係： 〇〇市中核機関職員</p>
--	---

- 1 本人の生活場所について
- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院
- 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

- 2 福祉に関する認定の有無等について
- 介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

- 3 本人の日常・社会生活の状況について
- (1) 身体機能・生活機能について
- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要
- （今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

本人は在宅で家族（両親、妹）と同居。中学校卒業後，父親の知人の紹介で現在の工場に17年務めている。数年前より，職場の同僚や先輩に貸した金銭を返してもらえなかったり，本人が希望していない物品（栄養食品）をローンで購入するなど，金銭管理においてトラブルが目立つようになった。心配した母親が地域の社会福祉協議会に金銭管理の支援について相談した。日常生活の行為や就労については自分でできている。

- (2) 認知機能について
- 日によって変動することがあるか： あり  なし
- （※ ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
エの項目は裏面にあります。）
- ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない  できない
- イ 日常的な行為に関する理解について
- 理解できる  理解できない場合がある
- ほとんど理解できない  理解できない
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
- 記憶できる  記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない  記憶できない

モデル事例4：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

家族関係は良好である。工場での作業では，指示の出し方によって，理解ができず，時間がかかったり間違えることがある。しかし，ルーティン作業については，問題なく作業に取り組める。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

預貯金は母親が通帳を管理している。給料は本人が通帳を管理し，日常的な買い物等は自身で行っている。通常黒字であるので，給料支給時に残金は預金している。ときどき給料支給前に本人管理の通帳が残高不足になることがあり，お金を貸したり，必要外の物品を買っていることがわかった。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

日常生活が大きく変化する可能性は今のところないが，職場の同僚や先輩との関係において，本人の意思に沿わない金銭の使い方になってしまうことがあり，その場合は，本人とともに金銭の使い方を考える人や，状況によっては取消し等の対応ができる人が必要となる。また，近々本人が就職したときから本人を支えてきた上司（社長）が退職するため，本人の職場の中での立ち位置や就労内容に変化が生じる恐れがある。必要に応じて手帳の取得や障害福祉サービスの利用について，本人への情報提供等が求められる。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

母親をはじめ，日常生活自立支援事業の利用を希望したが，本人の状況や今後予測される変化に応じた対応ができる成年後見制度（補助が想定される）を本人にも説明したところ，本人には始め，「親に相談するから必要ない」と言われた。しかし，実務に詳しく経験のある専門職を紹介し，話を聞いてもらう時間を設けたところ，「こんな人に相談できるのであれば，お願いしてもいいかも」という気持ちの変化がみられた。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

本人は日常的なことは家族の支援を受けて自立してできているので，日常的なことを超えるような特別な状況（職場の人や知人から，お金を貸してほしい，何か購入してほしい）を言われたときには相談をすることができるように，まずは本人との関係構築に努めてほしい。その上で，将来を見据えて障害福祉サービスの必要性の判断や手帳の取得など，福祉関係者との連携を構築し，本人が望む生活を安心して継続できるよう，法的権限をもって関わってほしい。代理の必要性は現時点ではすぐにはないが，将来は福祉サービスの利用契約があるとよい。また，限定的な取消権も本人と話し合っただけで決める必要がある。

モデル事例5：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

<p><b>本人</b> 氏 名： 〇〇 〇〇</p> <p>生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日</p>	<p><b>作成者</b> 氏 名： 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>職業(資格)： 病院職員（精神保健福祉士）</p> <p>連絡先： 〇〇病院医療相談室</p> <p>本人との関係： 〇〇さんの退院後生活環境相談員</p>
--	--

- 1 本人の生活場所について
- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院
- 施設・病院の名称 〇〇精神科病院
- 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

- 2 福祉に関する認定の有無等について
- 介護認定（認定日： 年 月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： 年 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 ）（判定 ）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・②・3 級）

- 3 本人の日常・社会生活の状況について
- (1) 身体機能・生活機能について
- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要
- （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

病状は回復しており、退院後はグループホームの再入所及び精神科デイケアの再利用が予定されている。まとまったお金が手元にあると、政治関連の書物を買収することがある。金銭管理に関して、収支の計算や声かけ、見守りが必要である。

- (2) 認知機能について
- 日によって変動することがあるか： あり  なし
- （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
エの項目は裏面にあります。）
- ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない  できない
- イ 日常的な行為に関する理解について
- 理解できる  理解できない場合がある
- ほとんど理解できない  理解できない
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
- 記憶できる  記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない  記憶できない

モデル事例5：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

ご本人は自身に「危害が加えられる」との不安が常にある。不安が強くなると自室に閉じこもりがちになり，服薬や食事が疎かになる。現在は入院中で不安な気持ちは軽減しているが，退院後の生活には不安があるという。また気持ちが大きくなって不必要な買い物をしてしまうこともあったが，落ち着いている時には充分自己管理できる。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

手元に金銭があればすぐに使い切ってしまう傾向があり，入院前のグループホーム入所中は近隣に住む親族が金銭を1週間分ずつ渡すなど，支援付で自己管理していた。親族は高齢なためこれ以上の支援は難しくなっている。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

課題については，病院内の医療保護入院者退院支援委員会で協議を行った。これまで，ご本人の財産管理（税金支払い，年金管理，不動産管理等）は親族が代わりに行ってきた。今後は頼めなくなるため，大金の管理や複雑な事務手続きに関してご本人は不安を感じており，支援を必要としているということを確認した。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

今回の入院直前は非常に苦しい体験があったという。退院後グループホームで自立した生活を送るためには，金銭管理や健康維持へのアドバイスができる支援者が必要であることを理解している。健康状態の悪化のサインなどは「自分では気がつかないことが多い」とご本人は述べる。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

金銭管理については，1週間分を手渡すという方法を取れば自己管理可能と思われる。またグループホームの職員と連絡を取りながら，ご自身では気がつかない健康状態の変化などを把握する。変化があった場合はご本人に伝えたり，病院と共有するなど連携を取る必要がある。

## 平成30年度 尾張東部成年後見センター運営事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、尾張東部成年後見センター運営事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業の対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の対象者の親族、関係市町又は地域包括支援センター等（以下「親族等」という。）からの成年後見制度利用に関する相談及び親族等への情報提供
- (2) 後見開始の審判の請求（保佐開始及び補助開始の審判並びに成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の選任の請求を含む。）及び審判の取消しの請求の手続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき関係市町の長が行う審判の請求に必要な支援
- (4) 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の受任並びに成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 市民後見人の養成及び人材の登録、支援等
- (6) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修、講習等による普及事業
- (7) 成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画の策定
- (8) その他前各号に掲げるもののほか必要と認める事業

（運営協議会）

第3条 事業の円滑な実施のため、関係市町その他関係者で構成する尾張東部成年後見センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会に関する事項は、別に定める。

（実施方法）

第4条 事業は、特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター（以下「法人」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託については、幹事市を豊明市とし、委託契約を行うものとする。
- 3 法人は、事業実施のための事務所を日進市域内に置くものとする。
- 4 法人は、事業実施のために、前項の事務所に3人以上の職員を配置するものとし、そ

の内の2人以上は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる常勤職員とする。

5 法人は、前項後段の職員については、事前に職歴及び成年後見業務に関する従事実績を記した書面を付して、運営協議会の了承を得るものとする。

6 法人は、事業の適正運営を確保するため、弁護士及び司法書士等で構成される適正運営委員会（以下「適正運営委員会」という。）を設置するものとする。

7 第2条第4号の受任は、成年後見人報酬等を勘案して弁護士、司法書士及び社会福祉士等法律や福祉の専門職による受任が見込めない者を対象とする。

（事業費及び負担金等）

第5条 事業に要する経費は、平成30年度においては、次の各号の金額の合計とする。

(1) 成年後見センター運営事業費 年額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 市民後見人養成等事業委託費 予算の範囲内で幹事市が算定した額

2 関係市町は、前項各号の経費を、それぞれ次の方法により案分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の90

(2) 前号の人口割の人口は、平成29年4月1日現在に各々の関係市町の住民基本台帳に記録されている者の数とする。

3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの負担金は、別表のとおりとする。

4 幹事市は、法人と委託契約を結び、第1項に掲げる経費を支払い、幹事市を除く関係市町は幹事市に前項の負担金を納入するものとする。

5 前項の負担金の納入は、幹事市が発行する納入通知書により第5条第1項第1号に係る負担金は4月及び10月のそれぞれ25日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の日）までに、同条同項第2号に係る負担金については、幹事市が指定した期日までに行うものとする。

6 幹事市は、他の関係市町に対し、年度終了後から2月以内に、法人から提出を受けた事業報告書及び決算書の写しを交付するものとする。

7 次年度の第1項の経費及び第3項の負担金の額は、運営協議会において、年度毎に協議して定める。

（協定の遵守）

第6条 関係市町は、この協定を締結し、事業を共同実施する意義を真摯に受け止め、継続的に事業が実施されるよう努めるものとする。

2 関係市町は、対象者の生活、医療、介護、福祉等に関し、法人の事業実施に協力するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事案が生じたときは、関係市町で協議して定めるものとする。

この協定の証として本書6通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成30年4月1日

瀬戸市長 印

尾張旭市長 印

豊明市長 印

日進市長 印

長久手市長 印

東郷町長 印

別表（第5条第3項関係）

関係市町ごとの負担金は、次の（1）及び（2）の合計とする。

（1）第5条第1項第1号（金額単位：円）

市町名	人口(平成29年4月1日現在) (人)	均等割 (A)	人口割：事業費—均等割=〇〇〇〇(B)					関係市町ごとの負担金 (A)+(G)
			調整前 人口比 (C)	調整後 人口比 (D)	単純積 (B)×(C)	調整前 算定値 (F)	調整後 算定値 (G)	
瀬戸市								
尾張旭市								
豊明市								
日進市								
長久手市								
東郷町								
合計								

（2）第5条第1項第2号

予算の範囲内で幹事市が算定した額を、第5条第2項各号により按分した額

（算出方法）

- 均等割(A)は、事業負担金の総額の100分の10を千円単位で算定する。ただし、端数が出る場合は、関係市町の負担額の合計が、均等割の総額以内で最も当該額に近くなるよう、各市町の負担額を設定するものとする。
- 人口割の合計額は、事業に要する経費から均等割とした額を差し引いた額とする。関係市町が負担する人口割の額は、人口割の合計額に人口比（小数点以下第5位を四捨五入した数値（調整前人口比(C)）とする。ただし、これにより算出した関係市町の人口比の合計値が1にならない場合は、小数点以下第5位を四捨五入した際に、切り上げ又は切り捨てた数値の多い市町から順に加減して調整した数値を調整後人口比(D)とする。）を乗じた額(E)を円単位に四捨五入した額(F)とする。ただし、これにより算出した関係市町の負担額の合計額に調整すべき差額が出た場合は、調整前算定値(F)を算出する際に切り上げ又は切り捨てた額の多い市町から順に加減して調整した額を調整後算定値(G)とする。

## 成年後見制度利用促進マニュアル作成委員会委員名簿

	氏 名	所属団体及び役職名
委員長	新井 誠	中央大学法学部 教授
副委員長	佐久間 貴幸	千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター 委員
委員	酒井 伸明	公益社団法人成年後見センターリーガルサポート千葉県支部 利用促進委員長
委員	四ノ宮 章	一般社団法人千葉県社会福祉士会 ぱあとなあ千葉 副委員長
委員	渋沢 茂	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 会長
委員	高田 俊彦	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会 理事
委員	安部 利昭	千葉県健康福祉部健康福祉指導課 地域福祉推進班 副主査
委員	深山 幸子	千葉県健康福祉部高齢者福祉課 認知症対策推進班 班長
委員	藤井 聡史	千葉県健康福祉部障害福祉推進課 共生社会推進室 主事
委員	渡辺 一雄	千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課 課長補佐
委員	大倉野 映子	木更津市福祉部自立支援課 副主幹
委員	山本 義明	佐倉市福祉部高齢者福祉課 主査
委員	須藤 勝己	柏市保健福祉部地域包括支援課 副参事
委員	濱崎 圭一	鴨川市福祉総合相談センター 主任社会福祉士
委員	梅澤 岳	浦安市福祉部社会福祉課 課長補佐
委員	針生 正代	山武市高齢者福祉課 副主幹
委員	佐藤 正幸	千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター 所長
委員	高木 淳佳	木更津市社会福祉協議会 きさらづ成年後見支援センター 所長
委員	岡本 祥子	佐倉市社会福祉協議会 企画経営室権利擁護班 班長
委員	山下 嘉人	柏市社会福祉協議会 事務局次長
委員	宮原 孝行	鴨川市社会福祉協議会 権利擁護推進センター 主任
委員	大西 美和	浦安市社会福祉協議会 うらやす成年後見・生活支援センター リーダー
オブザーバー	山本 起美代	千葉家庭裁判所 主任書記官

(順不同・敬称略)

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を選定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03 (3349) 5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借入不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **改定**

## プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

### ① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**

- オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**

### ③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

## プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間 1年

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
保険会社 TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

## **成年後見制度利用促進の体制整備を進める9つのポイント**

---

発行 平成31年(2019年)3月

発行者 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号

TEL : 043-204-6012 FAX : 043-204-6013

---

